

行政茨城

Gyosei Ibaraki

7

2012

No.203



茨城県行政書士会

茨城県水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階 www.ibaraki-gyosei.or.jp



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



Contents

❖通知・通達	2
❖事業	37
総務部/広報・監察部/国土農地部/建設部/運輸交通部 環境部/保健風営部/国際部/市民法務部/暴力団等排除総合対策委員会	
❖支部だより	56
県南支部/水戸支部/県西支部/県北支部/鹿行支部	
❖政治連盟ニュース	66
❖会員	68
新入会員の紹介/退会された会員/変更届/補助者の動静/家族の動静	
❖本会活動報告	72
❖事務局だより	73
❖編集後記	74

日行連発第250号
平成24年5月22日

各単位会長殿

日本行政書士会連合会
会 長 北山孝次
総務部長 中村利雄

埼玉県さいたま市の職務上請求に係る請求先変更の周知について

標記の件につきまして、別添のとおり埼玉県さいたま市長より、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」が設置されたことに伴い、郵送請求に係る取り扱い変更についての周知の依頼がございましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し本件を周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本通知は月刊日本行政（7月号）及び日行連HPに掲載を予定しておりますので、ご承知おきください。

以上

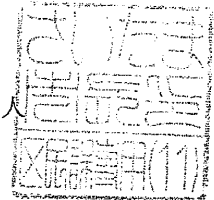
【別添】

- ・平成24年5月2日付（埼玉県さいたま市長より）
「職務上請求に係る請求先変更の周知について（依頼）」

中区区第25号
平成24年5月2日

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次 様

さいたま市長 清水 勇人



職務上請求に係る請求先変更の周知について（依頼）

時下、貴職におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本市では、平成24年度より「さいたま市郵送請求処理センター」を設置し、各区役所にて処理をしておりました郵送請求による住民記録証明等を一括して受付・交付することとなりました。

つきましては、郵送により戸籍・住民記録等に関する請求をする場合、今後、下記のとおりお取り扱いいただくよう会員の皆様に周知をお願いいたします。

記

1 郵送請求処理センターについて

(1) 名 称 さいたま市郵送請求処理センター

(2) 所在地等 〒338-8630

さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 私書箱30号

さいたま市中央区役所 区民生活部 区民課内

(3) 連絡先 Ⅱ 048-840-6078 FAX 048-840-3530

(4) 取り扱う証明書

- ・戸籍謄(抄)本 ・除籍謄(抄)本 ・改正原戸籍謄(抄)本
- ・戸籍の附票(除附票) ・住民票(除住民票)

2 その他

各区役所あてに送付されました請求につきましては一部、処理センターに転送し処理しております関係から返送するまでに数日間を要しております。ご迷惑をおかけいたしますがご理解をお願いいたします。

日行連発第393号
平成24年7月4日

各単位会長 殿

日本行政書士会連合会
会長 北山 孝次
登録委員会
委員長 田後 隆二

外国人登録関係法令の改正に伴う行政書士登録申請に係る変更点について

先に平成24年6月11日付け・日行連発第301号により連絡したとおり、平成24年7月9日、外国人登録法が廃止され、同時に住民基本台帳法・入管法等が改正されることに伴い、行政書士登録申請の際に外国籍の申請者が提出すべき必要書類を規定する本会会則の一部改正が行われるところとなり、本年度定時総会において可決承認されました。

そして、当該日から適用されることから、あらためてこのことに係る登録事務取扱上の変更点をお知らせします。今後、登録及び変更に係る申請書受理に際しては、留意されますようお願いいたします。

記

1. 改正された条項及び内容

○ 会則第40条(登録の申請) 第2項第二号

改正前の会則では、外国人の場合は、行政書士登録申請時の添付書類の一つとして、戸籍抄本に代えて「外国人登録法の規定による外国人の登録を証する書面」の提出が規定され、当該書面として、「外国人登録原票」の写し又は同「記載事項証明書」の提出を求めています。平成24年7月の新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されることとなり、標記の会則条項を一部改正し、根拠法を明示して新たな提出書類を定めたものです。

○ 改正内容

日本行政書士会連合会会則の一部を次のように改正する。

第40条第2項第二号中、「外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人の登録を証する書面」を「有効な在留資格を証する書面（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定による在留カード、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の規定による特別永住者証明書）の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、認可の日から施行する。ただし、第40条の規定は平成24年7月9日(※)から適用する。

(※同条に規定される改正法の施行日)

(経過措置)

2 旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)附則第15条及び第28条に基づき、第40条第2項第二号に定める「在留カード」及び「特別永住者証明書」とみなす。

日本行政書士会連合会会則 一部改正
第40条関係 新旧対照表

改正案	現 行
(登録の申請) 第40条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍抄本(提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、登録を受けようとする者が外国人であるときは、 <u>有効な在留資格を証する書面(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の規定による在留カード、又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)の規定による特別永住者証明書)の写しとする。</u>)	(登録の申請) 第40条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 戸籍抄本(提出の日前3月以内に交付を受けたものとし、登録を受けようとする者が外国人であるときは、 <u>外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定による外国人の登録を証する書面とする。</u>)

2. 外国人が登録申請する際の本人確認のための書類等について

今般、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法・入管法等が改正されることに伴い、「外国人登録証明書」は廃止され、「特別永住者証明書」(特別永住者以外の外国人には「在留カード」)が交付されます。また、外国人住民の者も日本人住民と同様に住民票に記載されます。

このことから外国人に係る本人確認のための書類等について、下記の取扱いとなりますので留意してください。

(1) 新規登録申請（会則第40条第2項関係）

(a) 平成24年7月9日前に単位会が受理した場合：

すべての添付書類について、現行通りとする。（住民票の写しの添付は不要。）

(b) 平成24年7月9日以降、単位会が受理した場合：

①第40条第2項第二号関係 ⇒ 下記4点のうち、いずれか1点を添付すること。

- ・外国人登録証明書のコピー … 有効期限（旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」という。）の始期であるその者の誕生日まで）内のものであること（例えば、確認期間「2013年4月1日から30日以内」であれば、「2013年4月1日」までが有効期間となる。）。
単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。
- ・記載事項証明書の原本 …… 単位会受理日前3月以内に交付されたもの。
- ・特別永住者証明書のコピー …有効期限内のもの。
（プラスチック製） 単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。
- ・在留カードのコピー ……有効期限内のものであること。なお、行政書士登録に至った以降、業務遂行のための十分な在留期間（概ね1年以上を適当と思料する。）があることを確認できること。
単位会において原本をコピーの後、確認印を押印のこと。

② 同条同項第三号関係 ⇒ 住民票の写し（単位会受理日前3月以内に交付されたもの。）

③ 同条同項第四～八号 ⇒ 各号について、現行通りとする。

(第四号に規定する「破産者で復権を得ないものに該当しない者である旨の官公署の証明書」については、これに代えて自認書（登録事務処理要領一書式 8）を添付のこと。)

(2) 変更登録申請（会則第44条第2項関係）

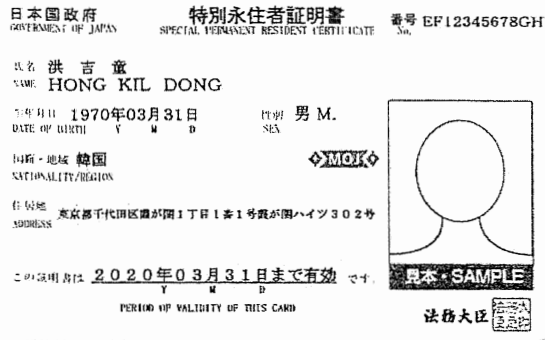
前述の(1)新規登録申請に準拠する取扱いとします。

- ① 氏名、国籍が変更された場合⇒(a)或いは(b)①を参照のこと。
- ② 住所地が変更された場合⇒(a)或いは(b)②を参照のこと。

以 上

「特別永住者証明書」は、このようなカードです

(表面)



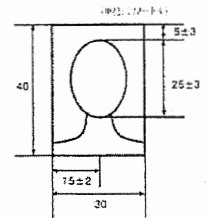
(裏面)



- * 氏名については、アルファベット表記を原則としていますが、漢字（正字）表記を併記することができます。その場合、漢字表記に変更が生じた場合にも変更届出が必要となりますのでご注意ください。
- * 外国人登録証明書に記載されていた「道称名」については、特別永住者証明書には記載されません。

特別永住者証明書の交付を伴う各種申請・届出には、次の規格の写真が必要となります

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、右記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は、頭頂部（髪を含む。）からあご先まで）
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景（影を含む。）がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前日3か月以内に撮影されたもの



特別永住者証明書には『有効期間』があります

特別永住者証明書の有効期間は、次のとおりです。

16歳以上の方 各種申請・届出後7回目の誕生日まで
 （特別永住者証明書の更新をする場合には、更新前の有効期間満了日後の7回目の誕生日まで）

16歳未満の方 16歳の誕生日まで



Q. 新しい制度が導入されたら、すぐに外国人登録証明書を特別永住者証明書に換えなければなりませんか？

A. 現在お持ちの外国人登録証明書は、新しい制度導入後も、一定期間は、その外国人登録証明書を特別永住者証明書とみなすこととなりますので、すぐに換える必要はありません。

ただし、特別永住者証明書には「有効期間」があり、特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書についても有効期限までに市区町村の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。その有効期限については、原則として、旧外国人登録法に基づく次回確認（切替）申請期間（以下「確認期間」といいます。）の始期であるその方の誕生日までとなります（例えば、確認期間が「2019年4月1日から30日以内」の方であれば、「2019年4月1日」までが有効期限となります。）。

また、確認期間が改正法の施行期日（2012年7月9日）から3年以内に到来する方については、施行期日から3年以内に換えていただければ大丈夫です。

【お問い合わせはこちら】 外国人在留総合インフォメーションセンター（平日9:30～17:15）
 TEL 0570-013904（IP電話・PHS・海外からは03-5796-7112）

改正法施行に係る主な変更点等について

東京入国管理局審査管理部門

平成24年7月9日から、新しい在留管理制度がスタートします。施行に伴い、各種手続や対応窓口が変更となりますので、ご案内します。

なお、施行日前後は、在留カード等の交付に伴う窓口の混雑が見込まれますので、申請人の在留期限までに問題がなく、また、特段の事情がない限り、**7月17日以降**に在留カード・証印等を受け取りに来ていただくようご協力をお願いいたします。

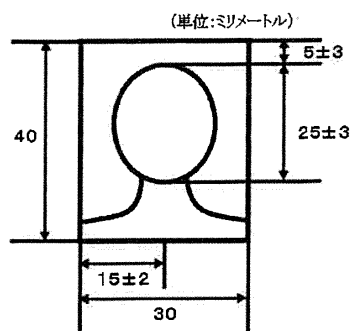
ご参考までに、7月9日以降に許可された場合には、在留カードの交付を受けることとなり、外国人登録証明書から在留カードに切り替わるほか、在留期間更新許可等を受けた旨が当局から市区町村あてに通知されるため、これまで義務付けられていた外国人登録法上の在留期間の変更に係る申請を行う必要がなくなります。

記

- 1 当局2階カウンターの変更について
別添（2階フロア案内図）のとおり、変更となります。
- 2 新様式申請書の受付開始について
新様式の申請書は施行日（7月9日）から受付を開始します。
在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請等の際にも、16歳以上で、3月を超える在留期間を希望する場合には、写真（1葉）を申請書に貼付して提出することとなります。
旧様式申請書についても、当分の間、使用は可能ですが、写真の提出が必要となる方は申請書に写真を貼付することとなるため、施行後は新申請書を使用願います。
なお、提出していただく写真については、下記の規格のものを提出願います。写真の提出がない場合、又は、規格を満たさない写真が提出された場合には、

在留カードを交付することができませんので、ご注意ください。

【写真の規格】



※ 写真の裏面には、申請人の国籍、氏名、生年月日を記載願います。

※ 在留資格認定証明書交付申請書に貼付された写真は、上陸許可時に交付される在留カードに使用されることとなります。

(1) 写真のサイズ

縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

また、上記の図に規定する写真全体に対する顔の大きさ（頭頂部からあごまで）、向き、中心位置、写真上部と頭頂部の余白の寸法に適合する写真とする。

(2) 申請人本人のみが撮影されたものであること

(3) 写真を撮影した時期

提出する写真は、提出の前3か月以内に撮影されたものとする。

ただし、入院中のため写真を撮影することができないなど3か月以内に撮影した写真を提出できない場合には、可能な限り新しい写真とする。

(4) 無帽で正面を向いたものであること。

宗教上又は医療上の理由により当該要件を満たす写真を提出することができない特段の事情がある場合、当該事情に係る陳述書（任意様式）を提出する。また、顔を覆う部分が同一人性の確認の大きな妨げとならず、かつ、特段の事情があると認められる場合には、当該要件を満たさない写真でも差し支えない。

(5) 背景（影を含む）がないこと。

前記（4）により着用物がある場合、顔の上に影がないこと

背景は無地（単色）であればよく、色は特に指定しないが、背景の色がきつく人物を特定しづらいものは、不可。

(6) 写真の鮮明さ

写真の焦点が合っているもの、しみ、汚れ、穴等がなく、顔写真に影がないもの、衣服や頭髪等により目、鼻、口等が隠れていないもの、背景がないもの、デジタルカメラで撮影したものについては写真の解像度が高いものなど、在留カードへの使用を前提とした鮮明な写真と

する。

3 旅券、外国人登録証明書、在留カードの取扱いについて

現行は、申請時には、「旅券（原本）」及び「外国人登録証明書の両面コピー」を、証印受領時には「旅券（原本）」を持参いただいているところ、**施行後は、申請時並びに在留カード・証印受領時には、必ず「旅券（原本）」及び「在留カード・外国人登録証明書（原本）」をご持参ください。**

※ 旅券、在留カード又は外国人登録証明書を忘れた場合には、手続を行うことができませんので、ご注意ください。

※ 在留期間更新許可申請又は在留資格変更許可申請を受理した際には、申請人の在留カードの裏面に「在留期間更新申請中」又は「在留資格変更申請中」と記載された印を押印する取扱いとなります（ただし、外国人登録証明書の裏面には押印しません。）。

※ 現行では、各種申請に際し、旅券に受理印を押印していましたが、施行後は受理票を発行することとなります。

※ 在留カード・証印受領時に、旧在留カード又は外国人登録証明書を返納していただいた上で、新しい在留カードを交付します。

なお、旧在留カード又は外国人登録証明書については穿孔措置をした上で還付します。

※ 申請手続の間、申請人本人には、「在留カード・外国人登録証明書の両面コピー」を携行させるようお願いします。その際、同コピーの余白には「〇〇入管への〇〇申請のため、行政書士（申請等取次者）△△が預かっています」旨の記載及び連絡先（電話番号等）を付記願います。

4 在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領について

在留期間更新許可申請等に伴って交付される在留カードの受領については、施行規則に受領者が規定されております。

従前、証印による許可については、行政書士の補助者、同じ弁護士事務所に所属する職員、申請人と同じ企業に勤務している者等も受領が可能でしたが、今後は認められなくなりますので、ご注意願います。

一方、申請については申請人本人が行ったものの、在留カードの受領のみを取次者に依頼することは可能となります。その際、申請人ご本人からの委任状を提出してください。

なお、在留カードの交付については、従前よりも作業時間がかかることが見込まれておりますので、同種案件ケース等で、一度に30件以上の在留カードを受領することが見込まれる場合は、事前に当部門までご相談ください。

【参考：改正入管法施行規則第59条の6】※ 受領に関する抜すい

第59条の6

1 (略)

2 法第61条の9の3第3項に規定する法務省令で定める場合（同条第1項第2号に掲げる行為に係る場合に限る。）は、次の各号に掲げる場合とする。

一 次のイからハまでに掲げる者が、外国人に代わつて別表第7の1の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合（イ及びロに掲げる者にあつては、当該外国人又は法第61条の9の3第2項の規定により当該外国人に代わつてしなければならない者の依頼によりする場合に限り、ハに掲げる者にあつては、同項の規定により当該外国人に代わつてする場合を除く。）であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

イ 受入れ機関等の職員又は公益法人の職員で、地方入国管理局長が相当と認めるもの

ロ 弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を経由してその所在地を管轄する地方入国管理局長に届け出たもの

ハ 当該外国人の法定代理人

二 (略)

3 法第61条の9の3第4項に規定する法務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 前項第1号イ又はロに掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第7の2の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方入国管理局長において相当と認めるとき。

二 (略)

4・5 (略)

別表第7（第59条の6関係）

1

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第19条の10第1項の規定による届出	第19条の9第1項に定める届出書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の11第1項又は第2項の規定による申請	第19条の10第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項において準用する第19条の9第2項に定める旅券

	等の提示等に係る手続
法第19条の12第1項の規定による申請	第19条の11第1項に定める申請書等の提出及び同条第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の13第1項又は第3項の規定による申請	第19条の12第1項又は第2項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第19条の9第2項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第19条の10第2項の規定（法第19条の11第3項、第19条の12第2項及び第19条の13第4項において準用する場合を含む。）により交付される在留カードの受領	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

2

外国人が自ら出頭して行うこととされている行為	当該外国人に代わつてする行為
法第20条第2項の規定による在留資格の変更の申請	第20条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第21条第2項の規定による在留期間の更新の申請	第21条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条第1項の規定による永住許可の申請	第22条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第20条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請	第24条第1項及び第2項に定める申請書等の提出並びに同条第4項に定める旅券等の提示等に係る手続
法第22条の2第2項（法第22条の3において準用する場合を含む。）の規定による在留資格の取得の申請（永住者の在留資格の取得の申請に限る。）	第25条第1項に定める申請書等の提出及び同条第3項において準用する第24条第4項に定める旅券の提示等に係る手続
法第20条第4項第1号（法第21条第4項及び第22条の2第3項（法第22	この項の上欄の規定により交付される在留カードの受領に係る手続

条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。), 第22条第3項(法第22条の2第4項(法第22条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。), 第50条第3項又は第61条の2の2第3項第1号の規定により交付される在留カードの受領

5 証印転記について

施行後については、現に有効な上陸許可証印、再入国許可証印又は資格外活動許可証印について証印転記を行います。在留カードが交付されることとなる在留期間更新許可証印等については、証印転記は廃止になります。

施行前に永住許可を受けられた方についても、証印転記は行わず、今後は在留カードの交付によることとなります。

6 在留カードの各種交付申請について

7月9日以降、在留カードが交付される場面は以下のとおりです。

- ① 新規上陸に伴う在留カードの交付
- ② 在留期間更新許可等(変更, 取得, 永住)に伴う在留カードの交付
- ③ 住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付
- ④ 在留カードの有効期間更新に伴う在留カードの交付
- ⑤ 紛失に伴う在留カードの再交付
- ⑥ 毀損汚損に伴う在留カードの再交付
- ⑦ 交換希望による在留カードの再交付
- ⑧ 任意の切り替えによる在留カードの交付(外国人登録証明書から在留カードへの切替申請)

上記①については、入国した空港で交付することとなりますが(※)、②から⑧については、住居地を管轄する地方入国管理局、支局及び出張所で行うこととなります。

当局では、上記②についてはAカウンターで(詳細については、上記4のとおり)、上記③から⑧については、Dカウンターで行う予定です。

上記③から⑧の申請については、申請書のほか、写真(1葉, 16歳以上の場合)、旅券(原本)、在留カード又は外国人登録証明書(いずれも原本)をご持参いただくほか、上記③「住居地以外の記載事項の変更届出に伴う在留カードの交付」については、記載事項が変更となったことを証明する書類もご提

出いただくこととなります。

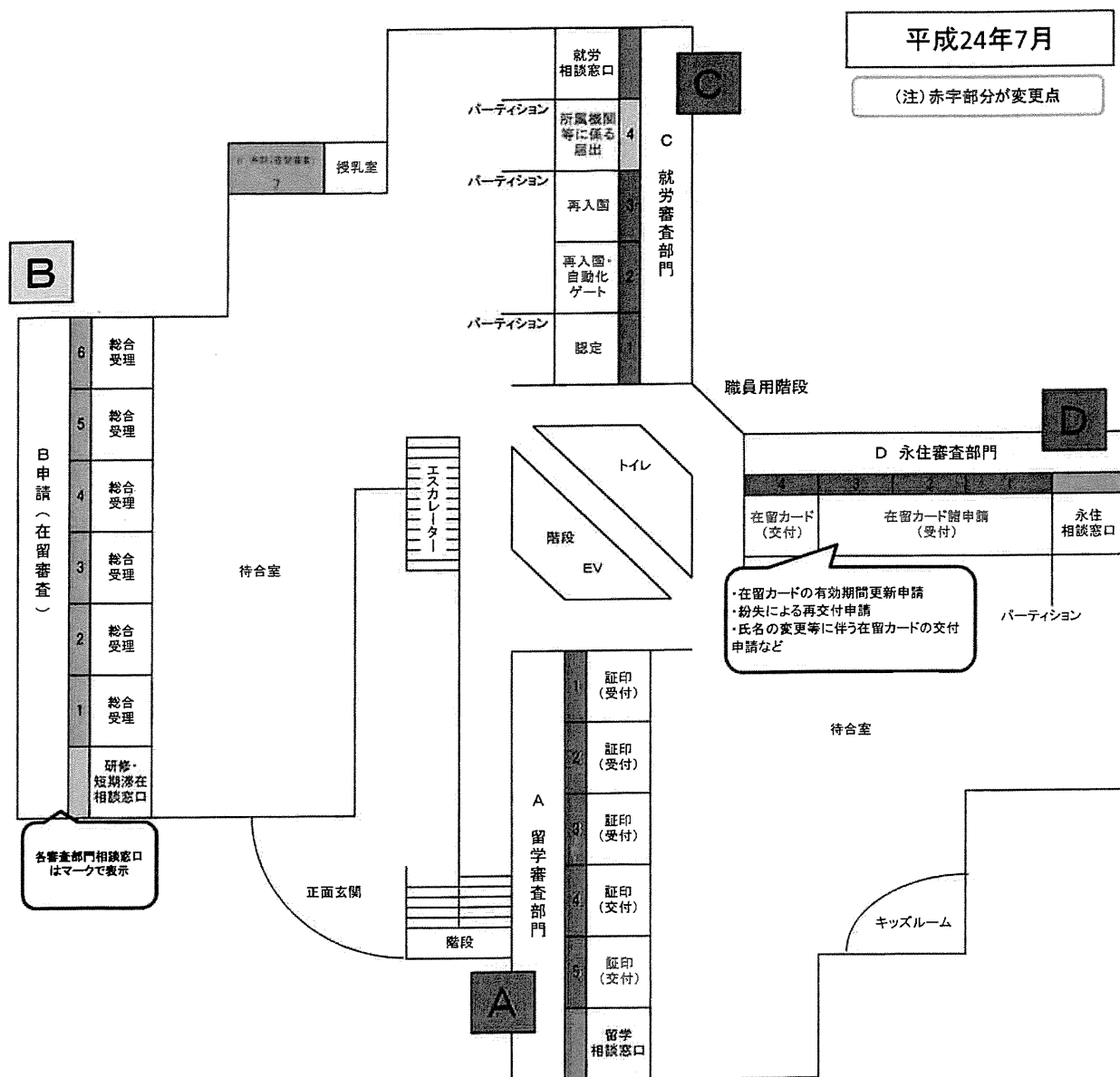
なお、特段の支障がない限り、交付申請当日に在留カードを交付する予定と
しています。

(※) 成田空港，羽田空港，中部空港及び関西空港においては，上陸許可時
に在留カードを交付することとなりますが，それ以外の空海港について
は，入国後，市区町村の窓口に住居地の届出をした後，当該住居地あて
に在留カードが送付されます。

7 取次リストの廃止について

在留期間更新許可等申請，再入国許可申請及び証印転記時には「申請取次リ
スト」を提出していただいていたおりましたが，当該取扱いを廃止します。

ただし，ファクシミリによる事前予約の場合には，予約時間調整のために必
要となりますので，引き続きご提出願います。



茨城県行政書士会 御中

茨城県農林水産部農業政策課農地調整グループ

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）」の一部改正
に通知の修正について

日頃から、本県の農地行政の推進にご理解ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成24年5月14日付けでお送りいたしました下記通知の一部に誤りがありました。

つきましては、修正箇所について改めてお送りいたしますので、お手数で恐縮ですが、該当ページの差替えについて特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 通知名

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」の一部改正について（通知）

2 修正箇所

新旧対照表7ページ

農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）の事務処理要領編の（2ヘクタール以下の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用）の「新」の項の「2の括弧書き」（理由：記載誤りがあったため。）

正	誤
（訴訟において〇〇市を代表する者は農業委員会となります。）	（訴訟において茨城県を代表する者は知事となります。）

照会先
茨城県農林水産部農業政策課
農地調整グループ
高柳 剛正

〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978-6
電話 029-301-3838
FAX 029-301-3847
Mail k131259@pref.ibaraki.lg.jp

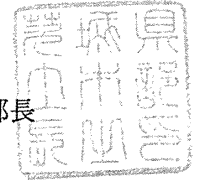
新	旧
<p>「事務処理要領編」</p> <p>(2へクター以下)の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用)</p> <p>1 この処分に対する不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市農業委員会に異議申立書(同法第48条)を提出して異議申立てをすることができず、(なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>ただし、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和25年法律第292号)第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。</p> <p>2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は農業委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができず。(なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができず、次の①から③までのいずれかにかんがって提起するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず。</p> <p>① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>「事務処理要領編」</p> <p>(2へクター以下)の転用許可に係る異議申立ての教示文 農業委員会用)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第6条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に〇〇市農業委員会に異議申立書(同法第48条)を提出して異議申立てをすることができず、(ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)</p> <p>なお、この処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会に裁定申請書(鉱業等に係る土地利用の調整等に関する法律第25条の2第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)正副2通を提出して裁定の申請をすることができず。</p> <p>2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は、農業委員会となります。)、提起することができず。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、上記1の異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができず、次の①から③までのいずれかにかんがって提起するときは、異議申立てに対する決定の取消しの訴えを提起することができず。</p> <p>① 異議申立てがあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても決定がないとき。</p> <p>②～③ (略)</p>



監 第 182 号
平成24年6月8日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長



平成24年7月改正の経営事項審査に係る再審査の実施について

このことについて、別添のとおり実施することといたしましたので、ご了知いただきま
すとともに、貴下会員に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、別添の文章については、監理課建設業担当ホームページにおいて掲載してありま
す。

経営事項審査を受審される建設業者の皆様へ

「経営事項審査の再審査について」

平成24年7月1日より、経営事項審査の審査項目の一部改正が行われます。これに伴いまして、平成24年6月30日までに現行の基準で経営事項審査の結果を受けた方向けに、今回改正される新基準での再審査を下記のとおり実施することといたしました。

記

1. 審査項目の一部改正内容

- (1) その他の審査項目（社会性等）の「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」を「健康保険加入の有無」と「厚生年金保険加入の有無」に区分。
- (2) 「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について未加入の場合の減点幅を拡大。
- (3) 外国子会社の完成工事高、利益額及び自己資本額について、評価の対象とする。

2. 再審査の対象者

平成24年6月30日までに経営事項審査を完了し、再審査申請時点で、結果通知書の有効期間が残っている茨城県知事許可業者。

※「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」について、いずれも加入している又は適用除外とされている場合、再審査を受ける必要はありません。

※「雇用保険」「健康保険」「厚生年金保険」のいずれかが未加入であるにもかかわらず、新基準における結果通知を受けていない業者については、次回の茨城県建設工事入札参加資格定期受付において、不公平のないよう点数の補正を行う予定です。

3. 再審査の実施時期

平成24年7月1日から平成24年10月28日までの指定日

※指定日については、決定次第、別途お知らせいたします。

4. 再審査の申し込み方法

通常審査と同様、「経営規模等評価申込票」(往復はがき)により、申し込んでください。ただし、通常審査と区別するために、申し込み面に朱書きで【再審査】と記載してください。

5. 再審査に係る手数料について

再審査については、無料とさせていただきます。

6. その他の注意事項

- ・ 申請書の記載については、記入例を参考にしてください。
- ・ 今回、再審査の対象になるのは、改正に関わる部分となりますので、対象業種や技術者などの前回の申請内容の修正はできません。
- ・ すでに平成23・24年度茨城県建設工事入札参加資格を申請している方は、再審査後に発行された経営事項審査結果を送付していただく必要はありません。
- ・ 経営状況分析については、再度受けていただく必要はありません。(ただし、前回分のコピーを添付してください。)
- ・ 茨城県が行う再審査については、茨城県知事許可業者を対象としておりますので、県内に本店を置く大臣許可業者の方は、関東地方整備局に確認してください。

監理課建設業担当

茨城県内に主たる営業所を有する 大臣許可業者の方へ

○平成24年7月施行の経営事項審査改正について

県内の大臣許可業者経営事項審査については、県を經由して関東地方整備局へ申請書を進達することとなっておりますが、平成24年7月1日から経営事項審査の審査基準が改正されることに伴い、旧基準での申請の受付期限を下記のとおりとしますので、ご注意ください。

記

受付期限 平成24年6月18日（月）

なお、期限日以降の申請については、すべて新基準での受付となりますので、変更後の様式及び確認書類を関東地方整備局のホームページでご確認下さい。

※7月1日以前に受付した新基準の申請でも、結果通知書が発送されるのは7月1日以降となるのでご注意ください。

経営事項審査日程表／平成24年再審査

月	7月	8月	9月
審査・受付日	① 4日(水)	1日(水)	3日(月)
	② 5日(木)	7日(火)	5日(水)
	③ 11日(水)	8日(水)	10日(月)
	④ 12日(木)	22日(水)	12日(水)
	⑤ 18日(水)	29日(水)	19日(水)
	⑥ 19日(木)	30日(木)	26日(水)
	⑦ 25日(水)		
	⑧ 26日(木)		
	⑨		
	⑩		
	⑪		
	⑫		
月	10月		
審査・受付日	① 1日(月)		
	② 5日(金)		
	③ 12日(金)		
	④ 15日(月)		
	⑤ 19日(金)		
	⑥		
	⑦		
	⑧		
	⑨		
	⑩		
	⑪		

(ご注意)

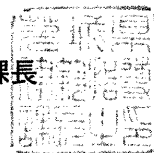
- 1 指定日・指定時間の15分前までに会場においでください。
ただし、若干審査時間が前後する事がありますので、ご了承願います。
- 2 再審査を受けられる方については、経営状況分析結果通知書の写しをお持ちください。
- 3 審査会場は、県庁舎内「経営審査会場」(行政棟11階南側)で行っています。
- 4 経営事項審査のお申し込みは直接茨城県土木部監理課まで往復ハガキにてお願いします。
具体的な日時については上記日程のうちからハガキにて個別に通知します。



建 指 第 2 3 8 号
平成 2 4 年 6 月 4 日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



つくばみらい市区域指定の縮小について

平素より、本県の開発許可行政にご協力頂き、御礼申し上げます。
さて、標記の件について、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例第6条第2項において準用する第4条第4項の規定に基づき、平成24年5月31日付けで告示したことをお知らせします。

◇告示概要

- ・ 指定区域市町村 つくばみらい市
- ・ 種別 12号区域
- ・ 土地の区域 別添茨城県報 第2389号（平成24年5月31日）
茨城県告示第635号を参照ください。
- ・ 既存集落の区分 第6種集落
- ・ 関係図書の閲覧場所 茨城県土木部都市局建築指導課
茨城県県南県民センター建築指導課
つくばみらい市都市建設部都市計画課

◇連絡先

茨城県土木部都市局建築指導課
宅地G 中川・佐藤
TEL 029-301-4732
FAX 029-301-4739



茨城県報

第 2389 号

平成24年5月31日

木 曜 日

通知・通達

茨城県・市町村から

目 次

規 則	ページ
●茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境対策課）	1
告 示	
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定（障害福祉課）	22
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）	24
●大規模小売店舗の変更の届出（中小企業課）	24
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）	25
●茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の規定に基づく区域の縮小 （建築指導課）	26
（選挙管理委員会）	
●選挙管理委員会第6回定例会の招集	26
公 告	
●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）	27
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）	27
●特定病院の認定（障害福祉課）	28
●特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定（障害福祉課）	28
●卸売業務の廃止（販売流通課）	28
●基本測量の実施（用地課）	29
●漁業関係法令違反者の行政処分に関する聴聞（水産事務所）	29
（警 察 本 部）	
●入札公告	29

規 則

茨城県規則第24号

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第635号

茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例第26号）第6条第2項において準用する第4条第4項の規定により、次のとおり、除外される区域を告示する。

なお、その関係図書は、つくばみらい市、茨城県土木部都市局建築指導課及び県南県民センター建築指導課において保管し、公衆の閲覧に供する。

平成24年5月31日

茨城県知事 橋 本 昌

縮小により除外される区域の名称 (番号)	土地の区域	既存集落の 区分
南太田地区 (塙・久保) (伊12-1)	つくばみらい市南太田字溝添, 字塙坪, 字塙, 字窪の各一部	第6種集落
城中・東栗山・足高・伊丹地区 (伊12-5)	つくばみらい市城中字前田, 字寺山, 字寺前, 字御館, 字西坪 の各一部 字寺下の全部 東栗山字中, 字門口, 字小作谷ツ, 字入の各一部 字下の全部 足高字波中, 字鷺ノ台の各一部	第6種集落
福岡・台・福岡台入会地・南地区 (谷12-1)	つくばみらい市福岡字花輪前の一部	第6種集落
東楢戸・西楢戸・東西楢戸入会地地 区 (谷12-4)	つくばみらい市東楢戸字台坪の一部	第6種集落

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第36号

平成24年第6回定例会を次のとおり招集する。

平成24年5月31日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成24年6月13日(水)午後1時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 海区漁業調整委員会委員一般選挙の執行について
- (2) 平成24年2月12日執行つくばみらい市議会議員一般選挙に係る選挙及び当選の効力に関する審査の申立てについて
- (3) 平成24年第8回定例会の日程等について
- (4) 政治団体の設立届出等の状況について

農政第91-3号
平成24年5月14日

茨城県行政書士会会長 殿

茨城県農林水産部長
(公印省略)

「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」の一部改正について（通知）

このことについて、「農地法関係事務処理の手引き（農地転用許可関係）及び（別冊 農地等の権利移動関係等）」を別添新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することといたしましたので通知します。

※ 主な改正事項

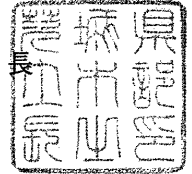
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行に伴い、農地法第3条第1項の許可について、都道府県知事が処理するとされていた農地及び採草放牧地の権利移動の許可権限が全て農業委員会に移譲されたことによる事務取扱いの変更を主な内容とする農林水産省関係通知の一部改正が行われたこと等を受け、所要の改正を行うもの。



建指第 116 号
平成24年 5月 2日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県土木部長



市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について（通知）

このことについて、下記のとおり基準を一部改正し、平成24年5月18日から施行することとしましたので貴会会員に周知願います。

記

- 1 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について：別添1
- 2 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準【改正後】：別添2
- 3 市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の新旧対照表：別添3

担当：土木部都市局建築指導課
宅地グループ 中川，佐藤
電話 029-301-4732

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準の一部改正について

【改正基準】

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 (昭和53年8月24日施行)
(平成24年5月18日施行)

(1) 改正理由

- 茨城県開発審査会付議基準の「包括承認基準12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」が平成24年5月17日に期限終了し、新基準「包括承認基準18 線引日前から宅地である土地における一戸建住宅の建築許可の取扱いについて」が平成24年5月18日から施行される。

それに合わせ、「市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準」の対象基準の条項見直しを行う。

(2) 主な改正点

- 基準3(1)イ内の「同基準12」を「同基準18」と改める。
- 基準3(6)ハ内の「包括基準15」を「包括基準14」と改める。
- 改正履歴について付則へ記載し、施行日を明確にする。

(3) 施行日

平成24年5月18日施行

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準

施行 昭和 53 年 8 月 24 日
最終改正 平成 24 年 5 月 18 日施行

1. 都市計画法における増築について

次の各号による増築は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 42 条又は法第 43 条の許可を要する新築又は改築としては取り扱わない。

- (1) 下記の土地において増築する場合はイ又はロのいずれかによる。
- ① 線引日に既に存する建築物の敷地
 - ② 線引日以降に法第 29 条若しくは法第 43 条により許可（法第 34 条の 2、法第 43 条第 3 項の協議（以下「特例協議」という。）を含む。）を受けた区域
 - ③ 既存宅地（旧法第 43 条第 1 項第 6 号ロ）の確認を受けた区域
 - ④ 平成 19 年 10 月 1 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物の敷地
 - ⑤ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校（大学、専修学校及び各種学校を除く。以下「学校」という。）の敷地
 - ⑥ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する助産所、診療所又は病院（以下「医療施設」という。）の敷地
 - ⑦ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項に規定する更生保護施設（以下「社会福祉施設」という。）の敷地
 - ⑧ 平成 19 年 11 月 30 日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した庁舎等の建築物の敷地
 - ⑨ 平成 19 年 11 月 30 日の前に国、県等の開発行為等として開発許可等の適用除外を受け立地した建築物の敷地
- イ 線引日時点における既存の建築物又は許可時若しくは既存宅地確認時の予定建築物の延べ面積を 50% を限度として増加させること。
- ロ 建ぺい率 50%、容積率 100% を限度として増築すること。
- (2) 上記 (1) の建築物の高さの限度は 10m とする。なお、従前の建築物が 10m を超えていた場合は、従前の建築物の高さまでとする。ただし、階数が 3 以下で、建築基準法別表第 4 第一項 (ハ) 欄及び (ニ) 欄 (1) 号の基準を満足する建築物については、この限りでない。
 - (3) 戸建専用住宅にあっては、上記 (1) の定めにかかわらず建築基準法の規定するところによるものとする。
 - (4) 法第 34 条第 1 号に該当する店舗については、上記 (1) 及び (2) によるほか、業務の用に供する部分の増築後の延べ面積は、同号の許可基準に規定する業務の用に供する部分の面積を限度とする。
 - (5) 法第 34 条第 9 号に該当するドライブインについては、上記 (1) 及び (2) によるほか、同一敷地内に駐車場を 8 台以上かつ店舗面積の 3 倍以上確保すること。
 - (6) 法第 34 条第 11 号及び第 12 号に該当する施設については、上記 (1) 及び (2) によるほか、当初許可時の許可基準の規定するところによるものとする。
 - (7) 法第 41 条第 1 項で建ぺい率等の指定をしている場合は前号の定めによらない。
 - (8) 線引日以降に法第 29 条第 1 項第 11 号及び法第 43 条第 1 項第 5 号で定める通常の管理行為、軽易な行為、その他の行為（以下「軽易な行為等」という。）により新築した場合の土地の区域については、上記 (1) の基準によらず、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。また、線引日以降に軽易な行為等により用途変更をした場合、その用途変更をした部分の増築の面積は、軽易な行為等の取り扱い基準を限度とする。
 - (9) 上記 (1) ④の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 10 月 1 日」と読み替える。
 - (10) 上記 (1) ⑤⑥の上記 (1) イの「線引日」は「平成 19 年 11 月 30 日」と読み替える。
 - (11) 法第 34 条第 1 号に該当する社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉法第 2 条施設」という。）で入所系施設の増築後の定員は、30 人未満とする。

2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらぬ改築について

従前の建築物又は第一種特定工作物の全部若しくは一部を除却し又は災害等による従前の建築物等の全部若しくは一部が滅失した場合において、従前の建築物と規模、構造、用途がほとんど同様の建築物等の建築等をする場合については、法第 42 条又は法第 43 条の許可を要しない改

築として取扱うこととし、「ほとんど同様」の範囲を次のように定める。

- (1) 規模……上記1と同様とする。
- (2) 構造……原則として階数の変更、構造部材等の変更があってもよい。
- (3) 用途……従前と同一であるもの。

3. 法第42条又は法第43条の許可のいらない用途変更について

- (1) 線引日以降に法第29条又は法第43条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第3の2に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。
 - イ 包括基準3、同基準8又は同基準18により許可を受け建築した建築物
 - ロ 法第34条第1号により許可を受け建築した建築物（店舗併用住宅の場合は当該住宅の立地要件が属人性を有しないものに限る）
 - ハ 法第34条第2号、第4号又は第7号から第10号までにより許可を受け建築した建築物。
 - ニ 法第34条第11号により許可を受け建築した建築物又は茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例（平成14年茨城県条例26号。以下「条例」という）第6条第1項第1号若しくは第2号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物
 - ホ 条例第6条第1項第7号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物
 - ヘ 条例第6条第1項第6号に該当するものとして法第34条第12号により許可を受け建築した建築物のうち、当初許可が上記イからホまで又は下記(2)に該当するもの
- (2) 線引日に既に存する建築物及び既存宅地の確認を受けて建築した建築物については、申請人、使用者の変更（自己用に限定して都市計画法施行規則第60条による証明を受けたものは自己用に限る）を用途変更として取扱わない。
- (3) 平成19年10月1日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した郵便事業の用に供する施設である建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (4) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した学校、医療施設、社会福祉施設、庁舎等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (5) 平成19年11月30日の前に開発許可等の適用除外を受け立地した国、県等の建築物については、申請人、使用者の変更を用途変更として取扱わない。
- (6) 適法に立地し、かつ現に適法に使用されている次の各号に掲げる建築物については、それぞれ当該各号に定める建築物に変更する場合は、用途変更として取扱わない。
 - イ 法第34条第1号許可基準[I]による許可を受け立地した建築物
許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物
 - ロ 開発許可等の適用除外を受け立地し、現行の法第34条第1号許可基準[I]に適合する建築物
適用除外を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[I]第3(1)、(2)及び(4)の各区分が同じ区分の用に供する建築物
 - ハ 法第34条第1号許可基準[I]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設、又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設
許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。）
 - ニ 開発許可等の適用除外を受け立地した社会福祉施設
適用除外を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設（入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。）
 - ホ 法第34条第1号許可基準[II]による許可を受け立地した建築物
許可を受け立地した建築物と法第34条第1号許可基準[II]第3(1)に掲げる対象業種の中分類上で同じ業種の用に供する建築物（用途変更後の敷地面積が許可要件の敷地面積内のものに限る。）

注) 1(1)⑨の「国、県等の開発行為等として開発行為等の適用除外を受け立地した建築物」とは、平成19年11月30日の前は、開発行為等の適用除外の対象であったが、現在は、許可又は特例協議対象となっている建築物をいう。

- 付 則
1. この基準は、昭和 53 年 8 月 24 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、昭和 57 年 7 月 9 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、昭和 62 年 8 月 27 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 16 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 19 年 10 月 24 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。
- 付 則
1. この基準は、平成 24 年 5 月 18 日から施行する。
2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成 24 年 5 月 18 日施行）前の「包括承認基準 12 線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「同基準 18」を「同基準の改正（平成 24 年 5 月 18 日施行）前の包括基準 12」と読み替えるものとする。

市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準 新旧対照表

改正案	現行
<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和 53 年 8 月 24 日 最終改正 平成 24 年 5 月 18 日施行</p> <p>1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略)</p> <p>2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない改築について (略)</p> <p>3. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第 29 条又は法第 43 条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第 3 の 2 に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準 3、同基準 8 又は同基準 18 により許可を受け建築した建築物</p>	<p>市街化調整区域内の都市計画法の取扱基準</p> <p>施行 昭和 53 年 8 月 24 日 改正 昭和 57 年 7 月 9 日 改正 昭和 62 年 8 月 27 日 改正 平成 7 年 10 月 1 日 改正 平成 12 年 4 月 1 日 改正 平成 16 年 2 月 1 日 改正 平成 17 年 5 月 1 日 改正 平成 18 年 4 月 1 日 改正 平成 19 年 2 月 1 日 改正 平成 19 年 10 月 24 日 改正 平成 21 年 4 月 1 日 改正 平成 23 年 5 月 1 日</p> <p>1. 都市計画法における増築について (略) (1)～(11) (略)</p> <p>2. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない改築について (略)</p> <p>3. 法第 42 条又は法第 43 条の許可のいらない用途変更について (1) 線引日以降に法第 29 条又は法第 43 条により許可を受けて適法に立地し、かつ現に適法に使用されている以下の建築物については、当該許可時の使用目的、条件等を変更せずに申請人のみ変更する場合は、用途変更としては取扱わない。ただし、イ、ホ及びヘについては、以前に同趣旨の茨城県開発審査会付議基準第 3 の 2 に定める包括承認基準（以下「包括基準」という。）により許可を受けて建築した建築物を含むものとする。 イ 包括基準 3、同基準 8 又は同基準 12 により許可を受け建築した建築物</p>

<p>口～へ (略) (2)～(5) (略) (6) (略) 一、口 (略) 八、法第34条第1号許可基準[I]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設、又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。) 二、ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p>	<p>口～へ (略) (2)～(5) (略) (6) (略) 一、口 (略) 八、法第34条第1号許可基準[I]により許可を受け立地した社会福祉法第2条施設、又は包括基準14により許可を受けた社会福祉施設許可を受け立地した社会福祉施設と変更しようとする社会福祉施設を規定する各根拠法が同じ施設(入所系施設と通所系施設の変更を伴う場合は除く。ただし、入所系施設で定員30人未満については、通所系施設とみなす。) 二、ホ (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>付 則 一、この基準は、昭和53年8月24日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、昭和57年7月9日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、昭和62年8月27日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、平成7年10月1日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、平成16年2月1日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>付 則 一、この基準は、平成18年4月1日から施行する。</p>
--	--

	<p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年2月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成19年10月24日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>1. この基準は、平成24年5月18日から施行する。</p> <p>2. この基準において、茨城県開発審査会付議基準の改正（平成24年5月18日施行）前の「包括承認基準12線引日前から宅地である土地における建築行為等の許可の取扱いについて」により許可を受けて、建築した建築物については、3（1）イ「包括基準18」を「同基準の改正（平成24年5月18日施行）前の包括基準12」と読み替えるものとする。</p>
--	---

事業

北茨城市との災害協定締結に際して

県北支部
支部長 四釜 絹枝

平成24年7月9日、北茨城市役所庁議室において、北茨城市と茨城県行政書士会の「災害時における支援協力に関する協定」に係る調印式が行われました。

この「災害協定」は、北茨城市において地震、風水害その他の災害が発生した場合、市の協力要請に応じて本会が被災者支援相談窓口を開設し、会員を派遣するなどの支援を行うというものです。

同日の午前11時に開始した調印式では、北茨城市の豊田稔市長と本会の國井豊会長が協定書に署名し、厳粛な雰囲気の中に式が終了いたしました。

なお、この調印式には本会側から会長のほかに古川正美副会長と四釜絹枝県北支部長、及び支部長である黒澤清と遠藤実が出席しております。

北茨城市は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災地震の被害に加え、津波による被害も生じ、さらには福島第一原子力発電所の事故による風評被害を受けるなど、市全体が甚大なる被害を

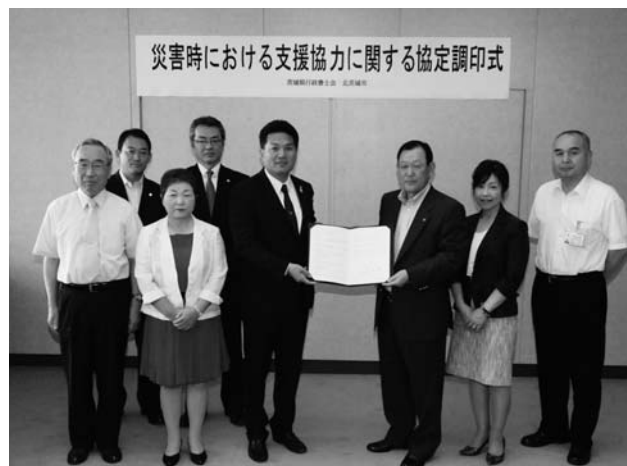
受け、未だ復興・復旧の途上にあります。

茨城県行政書士会県北支部では、社会貢献の一環として平成22年4月から北茨城市役所において毎月1回、定例の「行政書士無料相談会」を実施しているところですが、

「非常時に際しても行政書士として協力できる体制づくりが出来ないものか」と考え、本年4月、北茨城市に当該協定締結の申し入れを行い、ご快諾を頂いた次第です。

7月9日の調印式に至るまでには様々な課題や検討事項もありましたが、北茨城市の担当の方々にも多大なるご理解とご協力を頂き、双方にて協議を重ねながら無事に調印の日を迎えることができました。

「身近に行政書士がいる『安心』」という本会のキャッチフレーズのとおり、私たち行政書士は「身近な街の法律家」として今後とも皆様から信頼される存在でありたいと切に願っております。



(写真：北茨城市広報広聴係より提供)

北茨城市との災害時における支援協力に関する協定の締結について

平成24年 7月 9日
茨城県行政書士会
会 長 國 井 豊

茨城県行政書士会では、災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定を、下記により茨城県北茨城市と締結いたしました。

本会では、従来から社会貢献の一環として県内各地で専門性を生かした「行政書士による無料相談会」を実施するとともに、東日本大震災におきましては、被災者のための様々な支援活動を展開いたしました。

今回の協力協定は、本会の県北支部（支部長 四釜絹枝）が窓口となって、大震災で発生した津波によって甚大な被害を受けた北茨城市と災害時の支援協定を締結するもので、今後は県内の他市町村へと範囲を拡大し、災害時における行政書士の支援を組織的に推進してまいります。

なお、茨城県行政書士会が市町村と災害時の支援協定を締結するのは今回が初めてであり、かつ県内の隣接法律専門職（公認会計士、税理士、司法書士等）団体が市町村と災害協定を締結するのも、茨城県で初めてのことです。

記

- 1 支援協力に関する協定相手方： 茨城県北茨城市
- 2 支援協力に関する協定締結日： 平成24年7月9日
- 3 協定締結の状況

北茨城市役所庁議室において、豊田稔北茨城市長と國井豊茨城県行政書士会会長が協定書に署名し、調印を行った。

なお、調印式には本会側から古川正美副会長と県北支部長である四釜絹枝、副支部長の黒澤清及び遠藤実が出席した。

4 災害協定の趣旨

- ・ 本会は、北茨城市の要請により無償で次の業務を行う。
 - (1) 被災者支援相談窓口の開設
 - (2) 北茨城市への本会会員の派遣
 - (3) その他被災者支援のため北茨城市の要請による実施
 - (4) 支援要請手続及び連絡調整については、原則として茨城県行政書士会県北支部を経由して行うものとする。

災害時における支援協力に関する協定書

北茨城市（以下「甲」という。）と茨城県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北茨城市において地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲が、災害時に北茨城市災害対策本部を設置し、かつ、北茨城市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請するものとする。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- (1) 乙による被災者支援相談窓口の開設
- (2) 甲への乙の会員の派遣
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請手続等）

第4条 第2条の要請は、業務の内容、場所及び期間を明示した文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で要請し、その後すみやかに文書をもって処理するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

3 前2項の手続及び連絡調整については、原則として、乙の県北支部を經由して行うものとする。

（費用負担）

第5条 第3条の行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（相談者の負担）

第6条 甲の要請による行政書士業務は無料とし、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めがない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前にこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成24年 7月 9日

甲 北茨城市磯原町磯原1630番地

北茨城市長



乙 水戸市笠原町978番25 茨城県開発公社ビル5階

茨城県行政書士会

会長



平成24年度の定時総会は去る5月28日午後1時より、茨城県開発公社ビル3階大会議室にて開催されました。

会員の皆様のお手元に届いております議案書に基づき、平成23年度の事業報告及び決算報告、そして平成24年度の事業計画及び収支予算について審議され、原案通り承認・議決されました。

第2回理事会開催

日時：平成24年6月29日（金）14時から

場所：茨城県開発公社ビル3F会議室

出席者：会長、副会長、相談役、理事、各支部長、監事、事務局長（出席者34名）

(1) 審議事項

第1号議案 業務執行部の組織及び専門委員の変更について

総務部の組織変更及び新たに選任された専門委員について、一部が修正され承認された。

第2号議案から5号議案までは実施の方向は理事会で承認し、交通運輸部において実施要項等の細部について再度検討することとし、後日文書にて各理事あてに周知することを条件に承認された。

第6号議案 会費の減免について

病気療養中である会員の会費の減免が求められたため、原案通り、承認された。

今後の課題として、本人が意思表示できないとき、及び長期に亘った時について、早急に対応を考えることが求められた。

(2) 報告事項

ア 平成24年度行政書士試験場責任者に兩貝洋子総務担当副会長を選任したことが報告された。

イ ◎ 会費自動引落の利用金融機関拡大について報告内容を次のとおり全面修正することとした。

* ゆうちょ銀行からの「自動引落」に係る手数料については、従来どおり本会負担とする。

* 「口座振り込みに係る手数料については、本会負担からすべて会員負担と改めるが金融機関についてはゆうちょ銀行口座に加え、常陽銀行ほか地方銀行口座へも振り込むことができるよう検討する。

* 十分な周知期間を設けることとし、平成25年度からの実施を目指す。

◎ ネットバンキングについては、報告通り推進することとした。

会費納入方法変更のお知らせ

会費の納入方法について次のとおり改正しますので、お知らせします。
なお、実施時期につきましては平成25年度を目指しています。

ゆうちょ銀行からの『自動引落』につきましては、従来通り手数料は本会の負担とし、『口座振込』をされた際の振込手数料は、各自の負担となります。

職務上請求書の購入申込について

総務部

職務上請求書の購入申込について、下記の通りご案内いたします。

1. 購入方法

(1) 事務局へ直接ご来局される場合、以下のものをお持ち下さい。

※会員のみ購入可能。補助者不可。

- ・使用済み職務上請求書の控え綴り（記載内容確認済の控え綴りを除く）
- ・職印
- ・行政書士証票

(2) 郵送にて購入申込みされる場合、以下のものを同封し、必ず簡易書留郵便で事務局までご送付願います。

- ・使用済み職務上請求書の控え綴り（記載内容確認済の控え綴りを除く）
- ・購入申込書（職印を押した原本）
- ・誓約書（職印を押した原本）

2. 購入代金・送料

購入代金 800円／一冊

送料 1冊購入・・・800円 2冊購入・・・910円

3. 送付について

郵送で購入申込みされる場合は、簡易書留郵便をご利用下さい。

（職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第26条に定められています）

職務上請求書は本人限定受取郵便でのみ郵送します。

（職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第27条に定められています）

送料は実費頂きます。振込票（代金＋送料）を同封し、返送させていただきます。

4. 購入申込書について

茨城県行政書士会ホームページ→会員専用ページ→各種様式→「職務上請求書購入申込書・誓約書」をプリントアウトしてご利用下さい。

ホームページで入手できない場合は、事務局までお電話下さい。折り返しFAXでお送りします。（事務局TEL 029-305-3731）

5. 備考

購入部数の上限は2冊です。法人会員は2冊＋社員行政書士の人数×2冊。
（記載内容確認済の控え綴りを除く）

会費滞納がある場合は、原則として販売できませんのでご注意下さい。

平成 年 月 日

茨城県 行政書士会
会 長 殿

登録（法人）番号 :
支 部 :
氏 名（法人名称）:

職印

「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」

購 入 申 込 書

1. 購入部数（いずれかに○を付すこと。）

1冊	2冊	3冊以上	()冊
			備考：所属する社員行政書士の数 ()名

※「3冊以上」は、行政書士法人である会員のみ選択できます。

2. 業務の種類（主たる取扱い業務を明記すること。）

3. 添付書類（添付するものに○をつけること。）

① 誓約書

② 使用済み職務上請求書の控え

<添付しない場合の理由>

- ・ 初回の購入申込み
- ・ 紛失 その他（顛末書により詳細な理由を記載すること）

※以下は記入しないでください。

払出し番号 ～ ～					特記事項
確認印	申込書	誓約書	控え	払出履歴	

誓 約 書

私（達）は、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書（以下「職務上請求書」という。）」の購入及び使用に際し、以下の事項を誓約します。

1. 私（達）が職務上請求書を取り扱う際の誓約

- (1) 職務上請求書は、行政書士として職務上必要な請求に限り使用し、これ以外の請求や、身元調査等人権侵害のおそれがある場合は、使用しません。
- (2) 職務上請求書には、日本行政書士会連合会が定めた記入要領に反した記載（記入要領の定めにより記載することとされた事項を記載しないことを含む。）は行いません。
- (3) 職務上請求書には、不実の記載をしません。
- (4) 控えは2年間保管し、所属単位会等からの提出要請があれば、これに応じます。
- (5) 廃業の届出その他行政書士法第7条の規定により登録が抹消されることとなった場合又は解散の届出その他行政書士法第13条の19の規定により解散することとなった場合は、所属単位会に未使用分の職務上請求書を速やかに返戻します。

2. 私（達）以外の者による職務上請求書の不正使用を防止するための誓約

- (1) 職務上請求書は、何人にも譲り渡さず、かつ使用人である行政書士に使用させる場合又は使者として補助者を用いる場合を除き、他人に使用させません。
- (2) 職務上請求書は、盗難、紛失又は毀損を防止するよう適切に管理し、紛失、盗難時には、速やかに所属単位会に報告するとともに、警察署に届け出ます。
- (3) 私（達）の使用人である行政書士又は補助者が、私（達）が購入した職務上請求書に関して行った行為については、その責任を負います。

3. 上記1又は2に違背することは、行政書士又は行政書士法人の信用又は品位を害し、行政書士又は行政書士法人たるにふさわしくない重大な非行に該当し、処分を受けるに相当するものであることを認識します。

4. 職務上請求書の不適切な取扱いに関して、都道府県知事による懲戒処分又は所属単位会による会則の規定に基づく処分がなされた場合には、以下の措置が取られることについて、何ら異議を申し立てません。

- (1) 所属単位会に未使用分の「職務上請求書」を速やかに返戻し、一定期間新たな購入ができないこと。
- (2) 日本行政書士会連合会が定める方法により、氏名又は法人名称及び処分内容等が一般国民に対し一定期間公表されること。

日 付	平成 年 月 日	所属単位会	茨 城 会
登録(法人)番号		会員番号	
氏名(法人名称)	職印		

<以下、単位会記入欄>

払出し管理番号	～
	～

広報・監察部会議の開催

日時：平成24年6月27日（水） 午後1時30分～午後3時40分
場所：茨城県行政書士会 事務局
出席者：小野村、石井、間中、黒田（出席者数）4名
議題：行政茨城、広報月間その他

【行政茨城について】

- ・業者選定について
過去1年の印刷費が、見込額の1.5倍になった。ページ数が多くなったことが主な原因であるが、再度見積もり合わせを行い、適正な費用に抑える。
- ・体裁の改変について
ムダな空白等多く、メリハリがない。紙面デザインを変更する。具体的なことは印刷業者と打ち合わせる。文字ポイントを落とし、ページによっては二段組みを採用し、ページ数を削減する。
- ・新企画について
もっと会員からの寄稿または会員の動向を紹介するページを増やす。各支部通信員との連携により、各地域で活躍する事務所の紹介や、最近入会した会員の紹介などを設ける。
- ・行政茨城の速報化について
通知・通達文書の扱いについて検討した。速報性についてはホームページへの掲載に勝るもの

はないが、ホームページとの連携も含め紙媒体で効率よく速報する体制を検討する。

【広報月間等に向けた広報ツール】

- ・街頭で不特定多数に配布するポケットティッシュ類がよいか、特定の人（相談会に来た人など）に配るためのグッズ類がよいか？
不特定多数向けは各支部にそれなりの負担を強いることや、効果に疑問が残ることもあり、まずは特定の人向けにいくつか作成する。
- ・広報月間だけでなく、常設の相談会でも使用できるよう検討する。名前入りのクリアファイルや付せんセットなど。
- ・7月中に検討し、8月中に作成する。

【その他】

- ・ホームページの会員検索に対する会員からの意見があった。現在検討中。
- ・会員向けホームページ内の掲示板がほとんど使われていない。活性化させるよう検討する。

国土農地部

国土農地部長 古市 人見

国土農地部会第2回会議

開催日時：平成24年6月25日（月） 午後3時から午後5時
開催場所：本会事務局
出席者：嶋田副会長、古市部長、古賀副部長、久保朋央部員

議 題

1. 研修会開催について

討議の結果平成24年度第1回国土農地部研修会は以下の要領で開催することに決定した。

日時：平成24年8月29日（水）
午後1時30分から午後4時

場所：茨城県立健康プラザ
水戸市笠原町993-2
電話：029-243-4171

内容：都市計画法第29条、第34条にかかる許可申請について他
2. 仮称「農地法関係申請の手引き」の編纂につ

いて討議した。

農地法関係の申請業務について、行政書士が業務に精通し対外的にも独占業務であるということを知らしめるために作成する。本文中に行政書士代理欄を設けると共に茨城県の監修を受け行政書士業務を確保維持していく。

3. 討議後、茨城県庁関係部署を訪問し、農地法関係申請の手引きの編纂にするにつき、茨城県の監修を得たい旨を伝えた。検討の結果、一定の条件のもとで了承を得ることができた。
4. 月1回の予定で編纂作業の予定を立てた。

建設部

建設部長 竹内 崇

第2回建設部会議の開催

日 時：平成24年6月27日（水） 午後2時00分～午後5時00分

場 所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：嶋田副会長、竹内部長、若杉副部長、海老原副部長、三橋専門委員、本城専門委員
(出席者数) 6名

.....

議 題

1. 平成24年度 活動方針について

本会総会で建設部の事業計画、予算が承認されたことを受け、本年度の活動方針について再確認し、意思統一を図った。
2. 職務分掌について

事業計画を円滑に遂行する為、平成24年度の建設部職務分掌を決定。

研修会（基礎編）担当、研修会（応用編）担当、県庁・他の単位会との意見交換会担当に分かれて職務を遂行する。
3. 研修会日程について

①研修会（基礎編）

研修内容	開催時期
経営事項審査申請	平成24年8月上旬
設業許可申請 (新規)	平成24年11月頃
宅建業免許申請 (更新)	平成25年2月頃

②研修会（応用編）

全3回開催予定。研修内容については、担当者を中心に決定。年内に2回、年明けに1回開催予定。

4. 県西支部からの照会書について

県西支部／安田支部長から提出された照会書について対応を協議。

茨城県庁／監理課から文書で回答を出していただく方向で折衝を行った。
5. 関係官公署窓口への挨拶回り

会議終了後、茨城県庁／監理課へ挨拶回りを行った。

平成24年度第1回運輸交通部会の開催

日時：平成24年5月28日（月） 12：00～12：30
場所：茨城県行政書士会 事務局
出席者：飯塚富雄副会長、大庭孝志部長、関内聡副部長

.....

事業の内容

1. 本年度の事業計画について

1) 研修計画

①業務基礎研修

許認可関係の基礎研修を関係省庁担当者を招いて、2回開催する。

②実務者養成研修

第2期貨物自動車運送事業実務者養成研修を全17回のカリキュラムで実施する。

貨物自動車運送事業について、基礎から許可後の対応までトータルで学ぶための実務者養成講座で、レベルの高い実務者を養成することを目的とする。

説明会は2回実施する。

但し、今回は一括受講のみとせず、個別受講も認める。

2) 車庫証明・自動車登録取扱者会議の実施

車庫証明取扱者名簿、自動車登録取扱者名簿、出張封印取扱者名簿について名簿登載規定を作り、名簿の登載について整理する。

3) 対外関係者への対応

○官公庁

運輸支局、県警交通規制課、県道路維持課を訪問する。

○関係団体

トラック協会、陸運振興センター、自販連を訪問する。

4) OSSへの対応

日行連から情報を収集し、OSSの対応者を増やす。

5) その他会員の資質向上及び職域の拡大に資する事業

会員の中で任意に行っている勉強会を支援する。

※ 専門員として、田上氏（研修・車庫証明）、菅原氏（OSS）、大森氏（OSS）に委嘱することになった。

車庫証明業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会(以下「本会」という。)において作成する車庫証明業務取扱者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し必要な手続きを経たものを随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日(以下「名簿登載基準日」という)に原簿に登載された内容に基づき作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載の要件は名簿に登載を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる車庫証明業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

2 名簿登載は市町村毎に管轄警察署毎に実際に自らの事務所にて直接車庫証明業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、自動車登録業務取扱者名簿及び出張封印業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この運営要項実施日において既存の車庫証明取扱者名簿に登載をし若しくは登載の申し込みを行いその登載料の支払を行っている者は、最初の登載された年度から5年間は車庫証明要領の名簿登載料は既に支払済みとみなす。

(名簿登載者の削除)

第4条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合

三 第3条第1項第3号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる車庫証明業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を車庫証明業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金は行わない。

(その他)

第5条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

自動車登録業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会(以下「本会」という。)において作成する自動車登録業務取扱者名簿(以下「名簿」という。)の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し、必要な手続きを経た者を随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日(以下「名簿登載基準日」という)に登載された内容に基づき作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載は希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる自動車登録業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

2 名簿登載は市町村毎に管轄運輸支局及び自動車登録事務所毎に実際に自らの事務所にて直接自動車登録業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、車庫証明業務取扱者名簿及び出張封印業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

(名簿登載者の削除)

第5条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合

三 第3条第1項第2号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる自動車登録業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を自動車登録業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金を行わない。

(その他)

第6条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

出張封印業務取扱者名簿運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会（以下「本会」という。）において作成する出張封印業務取扱者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び名簿登載はこの運営要項によるものとする。

(原簿及び配布名簿)

第2条 名簿は原簿と配布名簿の2種類とする。

2 原簿は本会事務局に置き、名簿登載を希望し必要な手続きを経たものを随時登載する。

3 配布名簿は、毎年1月15日（以下「名簿登載基準日」という）に原簿に登載された内容に基づき、作成し、名簿登載者に配布するとともに、その他必要と認める対外関係機関等に随時配布する。

(名簿登載要件)

第3条 名簿登載の要件は名簿に登載を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

一 名簿登載基準日において、確定した未納の会費がないこと。

二 名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる出張封印業務の依頼に対して、忠実に業務を行うことを趣旨とした誓約を本会に対して行うこと。

三 別途定める名簿登載料を指定した期日までに支払うこと。

四 一般財団法人関東陸運振興センター茨城支部又は同土浦支部と出張封印取付作業代行実施契約を行っていること。

2 名簿登載は市町村毎に管轄運輸支局及び自動車登録事務所毎に実際に自らの事務所にて直接出張封印業務を取り扱う市町村単位にて行うものとする。

3 名簿登載者は担当部において必要と認めて告知する研修会に参加するように努めなければならない。

(名簿登載料)

第4条 名簿登載料は年間2,000円とする。但し、車庫証明業務取扱者名簿及び自動車登録業務取扱者名簿と併せて名簿登載を行う場合は2件目以降の名簿登載料は1,000円とする。

2 名簿登載料は当初は名簿登載申込時に支払うものとし、名簿登載の継続を希望する場合は2回目以降の配布名簿作成の年の名簿登載基準日までに支払うものとする。

(名簿登載者の削除)

第5条 名簿登載者が下記事項に該当した場合は、名簿登載を抹消する。

一 本会会員でなくなった場合

二 本会会費の未納が長期に渡り、理事会で抹消することが妥当と判断した場合。

三 第3条第1項第2号の誓約にもかかわらず、名簿に登載されていたことによる本会からの紹介又は名簿に登載されていたことによる出張封印業務の依頼があったものに対して正当な理由なく2回以上依頼を断ったことの連絡を出張封印業務依頼者等からあった場合で理事会において抹消することが妥当と判断した場合。

2 名簿登載を抹消する場合は、事前に該当する者の意見を聞かなければならない。

3 名簿登載抹消の場合は、如何なる場合でも、名簿登載料等の返金は行わない。

(その他)

第6条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

出張封印推薦運営要項

(趣旨)

第1条 茨城県行政書士会(以下「本会」という。)において出張封印取扱者として一般財団法人関東陸運振興センターに行う推薦(以下「本推薦」という。)はこの運営要項によるものとする。

(推薦要件)

第2条 本推薦の要件は推薦を希望する本会会員であって次の要件を満たすものとする。

- 一 推薦申込日において、確定した未納の会費がないこと。
- 二 出張封印取付作業代行業務に関わる賠償責任保険に加入していること。
- 三 忠実に依頼された出張封印業務を行う旨の誓約を行っていること。
- 四 担当部で行う所定の研修会を受講していること。

(必要な手続)

第3条 本推薦を希望するものは、所定の推薦申込書に下記の書類を添付して本会に申込みものとする。

- 一 誓約書
- 二 出張封印取付作業代行業務に関わる賠償責任保険に加入していることを証するもの。

(その他)

第4条 この運営要項に定めのない事項に関しては、会長の決済に基づき処理するものとする。

この運営要項は平成24年7月11日より実施する。

産業廃棄物収集運搬業、処分業許可の更新申請をおこなうにあたり、役員や運搬車両に変更がある場合の対応について

表題につき、廃棄物対策課より、口頭で下記のとおり依頼がありましたのでお知らせします。

- 茨城県産業廃棄物協会でおこなっている更新申請の審査受付時に変更届出書をチェックしている時間的余裕がないので、変更届出書は、あらかじめ県庁廃棄物対策課に郵送ないし持参のうえ提出してほしい。更新申請時点では変更項目のない内容で申請してほしい。

(依頼された背景)

- ・申請を受け付けしている日が毎週火曜日と木曜日の週2日しかなく、1申請あたりの時間が30分と限られている。
- ・たとえば、運搬車両の変更が十台以上になると変更内容が多いと、更新申請書の内容を審査する時間的余裕がなくなってしまう、次の申請者の予約時間に食い込んでしまうことがある。

(問題点)

- ・役員変更の場合、履歴事項全部証明書や住民票の写し、登記されていないことの証明書を二重

に用意する必要がある。

- ・他都県では、変更届出書は更新申請時にも受け付けており、むしろ、申請書の中に変更事項の有無を問う書面を用意しているところもあり、他都県との取扱いに大きな差異が生じる。

(法令上)

- ・施行規則第10条の10で、変更の日から10日以内に届出を提出するよう定められている。

(対応)

- ・上記のように問題点はありますが、茨城県の場合、申請日や担当者が限られている事情もあり、今後、取扱いについて県との折衝はおこなう予定ですが、当面は皆様のご理解とご協力をお願いいたします。
- ・また、法令上は「10日以内に届出」ですので、すみやかに提出しない場合、万一、申請者に廃掃法上の違反行為があった場合、届出懈怠が不利益処分の対象となってしまうこともありますので、皆様にはご承知いただくとともに、あわせて申請者のご指導もお願いいたします。

保健風営部

第1回 保健風営部会開催

日時：平成24年5月28日（月） 午後3時00分～4時00分（定時総会終了後）

場所：行政書士会事務局

出席者：飯塚富雄 田向敏雄 後藤太一

議題

- 1 平成24年度事業計画について
 - ① 先進地視察について
 - ② 研修会の開催について

- 2 平成24年度予算について

会議内容

先進地視察研修については、東京都行政書士会風俗営業部の年間事業、予算及び風俗営業許可申請手引きの作成等について早めに視察研修し、事業の推進の参考とする。

研修会については昨年と同じように県警本部に講師を依頼して風俗営業許可申請事務手続きの研修会と保健関係の研修を県の担当職員に講師を依頼して実施する。

研修会の細部についてはこれから関係者と詰めて決めていくことを確認した。

東京都行政書士会視察報告

平成24年7月11日（水）保健風営部の事業推進、風俗営業許可申請の手引書作成のため、東京都行政書士会を飯塚副会長、田向部長、後藤副部長の3名視察して参りました。

東京都行政書士会の星野副会長、福田副会長、林風俗営業部長、はじめ8名の会員の皆様に忙しいなか、部の事業についての説明、その後の懇親会と親切丁寧に対応していただきました。

視察は、はじめに東京都行政書士会の風俗営業部の概要の説明をいただき、次に各自の申請経験に基づいた貴重な体験、注意事項などを伺い、質問にも丁寧に答えて頂きました。

また風俗営業許可届出ハンドブックについては、

平成24年度保健風営部予算については会議費、研修会費、視察研修の旅費などの事業予算を計上している、目的にそって予算執行していくことを打ち合わせる。

その他

会議の日は訪問できなかったため、6月29日（金）理事会終了後、後藤副部長と茨城県警察本部生活安全課へ挨拶に行き、研修会等の事業への協力依頼をしてきました。

初版作成以来、制度の改正に合わせ改定を重ね、現在7版目の改定作業を進めているところでした。百聞は一見に如かず、これからの部の事業推進、手引書作成、申請実務の推進のため、充実した研修となりました。



国際部

国際部長 橋本 哲

「新しい在留管理制度に関する実務研修会」報告

平成24年6月12日（火）午後1時より、東京都千代田区のシェーンバハ・サポーにおいて、日本行政書士会連合会主催の「新しい在留管理制度に関する実務研修会」が開催されました。

【次第】

13:00 受付開始

13:10 第1時限

「新しい在留管理制度について」

法務省入国管理局入国在留課

審査指導官 後閑厚志

14:55 第2時限

「新しい在留管理制度のもとでの取扱い等について」

東京入国管理局審査管理部門

統括審査官 西山 良

16:25 第3時限

「外国人住民の住民基本台帳制度について」

総務省自治行政局外国人住民基本台帳室

課長補佐 永田 雄樹

17:00 終了

1 写真の提出について

これまで申請人の顔写真貼付が不要であった「在留資格変更許可申請」「在留期間更新許可申請」「在留資格取得許可申請」「永住許可申請」などについても、申請人の顔写真添付が必要となりました。

2 資格外活動許可について

これまででは個別の申請により付与していた「資格外活動許可」は、申請人が本邦に入国する際に申請人の申告により付与されるようになりました。

3 再入国許可申請について

本邦を出国し1年以内に再入国する際は「みなし再入国」となり、「再入国許可」を得る必要がなくなりました。但し、

- ① 「みなし再入国」の適用を受ける場合には、申請人自身が在留カードの交付を受けていないと認められませんのでご注意ください。
- ② 永住許可保有者で国内法により有罪判決を受けている申請人は「みなし再入国許可」が適用されません。これまで同様「再入国許可」を受けてから出国してください。
- ③ 法5条に該当する旨の記載が旅券に記されている申請人は「みなし再入国」が適用されます。

本邦から1年以上の出国が見込まれる申請人については、これまでのように「再入国許可」を得る必要があります。

4 就労資格証明書交付申請について

証紙代が680円から900円に値上がりしました。

5 証印転記について

これまででは、申請人が有効な在留資格を保有していることを明示する方法として、申請人の所有する旅券に「証印」のシールが貼付されておりました。申請人が旅券を更新した際には、古い旅券の証印を新しい旅券へ貼り直す「証印転記」という行政サービスを行なってまいりましたが、改正入管法施行に伴い証印シールの貼付自体が廃止されたため、当然「証印転記」の行政サービスも行なわなくなりました。

※ 証印は在留期間3ヶ月(90日)以内の短期滞

在者及び在留資格「特定活動」の保有者のみが貼付される取扱いとされています。(在留カードの交付を受けないため)

6 在留カードに関する届出（法務省入国管理局ホームページから引用）

平成24年7月9日以降の在留カード等に関する手続案内について

- 在留カード交付申請（在留カードとみなされる外国人登録証明書からの切替え）
- 在留カード交付申請（施行時に外国人登録証明書を所持していない者からの申請）
- 住居地以外の在留カード記載事項の変更届出
- 在留カードの有効期間の更新申請
- 紛失等による在留カードの再交付申請
- 汚損等による在留カードの再交付申請
- 交換希望による在留カードの再交付申請
- 活動機関に関する届出（教授，投資・経営，法律・会計業務，医療，教育，企業内転勤，技能実習，留学，研修）
- 契約機関に関する届出（研究，技術，人文知識・国際業務，興行，技能）
- 配偶者に関する届出
- 中長期在留者の受入れに関する届出
- 留学の在留資格を有する中長期在留者の受入れ状況に関する届出
- 在留カード漢字氏名表記申出
- 在留カードの返納について
- 新規上陸後の住居地の届出
- 在留資格変更等に伴う住居地の届出
- 住居地の変更届出（中長期在留者）
- 居住地が住居地に該当しないものからの住居地の届出（中長期在留者）
- 外国人登録を行っていないものからの住居地の届出（中長期在留者）
- 特別永住者証明書交付申請（特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書からの切替え）
- 特別永住者証明書交付申請（施行時に外国人登録証明書を所持していない者からの申請）
- 特別永住者証明書の住居地以外の記載事項の変更届出
- 特別永住者証明書の有効期間の更新申請
- 紛失等による特別永住者証明書の再交付申請
- 汚損等による特別永住者証明書の再交付申請
- 交換希望による特別永住者証明書の再交付申請
- 住居地を定めた場合の住居地届出（特別永住者）

- ・住居地の変更届出（特別永住者）
- ・居住地が住居地に該当しないものからの住居地の届出（特別永住者）

- ・外国人登録を行っていないものからの住居地の届出（特別永住者）

市民法務部

市民法務部長 安 圭一

平成24年度 第1回市民法務部会議の開催

日時：平成24年6月26日（火） 15：00～17：00

場所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：副会長 古川正美、部長 安圭一、副部長 菅原啓充、黒田真一、山崎新一郎

事業計画について

①ADRについて

- ・機関認証を取得した埼玉会の状況を、安より説明した。

埼玉会取扱紛争分野 ①離婚（未成年の子がない場合に限る） ②相続（限定なし） ③交通事故（自転車に限らず、自賠責の対象外車両も含む）、④敷金返還（東京会と同じ）

①～③は弁護士との共同調停、④行政書士2名の共同調停。

調停方法として、評価型を基本にしつつ、自主交渉援助型を取り入れる。

行政書士会館の1室をADR専用の調停室として用意した。

手続実施者の能力担保については、最後まで厳しく審査された。

- ・8月1日に埼玉で認証取得記念パーティーを開催予定。
- ・平成24年7月20日（金）に、市民法務部から埼

玉会へ視察訪問の予定。

②相談センターの運営について

- ・ADR機関認証の可能性を踏まえ、相談センターの運営方法について再度検討した。
- ・相談員の応募者に対する説明会を、平成24年7月13日（金）に事務局にて開催予定。

③研修会について

1. 相続及び離婚 2. 交通事故 3. 会社法関係 4. 内容証明及び契約書の作成 をテーマにした研修会を開催する予定。

④成年後見について

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの入会者を対象に、支部設立のための準備会を、平成24年7月18日（水）に開発公社ビルにて開催予定。

暴力団等排除総合対策委員会

暴力団等排除総合対策委員長 飯塚 富雄

第2回 暴力団等排除総合対策委員会開催

日時：平成24年6月22日（金）AM9：30～

場所：茨城県行政書士会 事務局

出席者：飯塚富雄 木村司 田向敏雄

議 題

- (1) 暴対委員会組織、事業の検討について
- (2) 暴力追放県民大会について
- (3) その他

会議内容

暴対委員会組織、事業の検討については、昨年度視察研修してきた、北海道行政書士会の暴対組織、事業を参考に各委員が作成した、暴対組織、事業の改正案を比較検討した。

細部については各委員より提出された改正案を

もちかえり、時間をかけて慎重に内容を精査し、本年度中に茨城県行政書士会暴力団対策委員会を見直し、組織、事業の充実強化をはかっていくこととする。

暴力追放県民大会については、幹事会、理事会と重なってしまい、役員が出席できないので、会員に依頼し16名の参加者名簿を提出した旨の説明がなされた。

その後、茨城県警察本部組織犯罪対策課と旧県庁舎内の茨城県暴力追放推進センターを訪問、これからの事業推進の協力依頼をしてきました。

平成24年度 暴力追放茨城県民大会参加報告

開催日時：平成24年6月29日（金）午後1時30分から午後5時00分

開催場所：つくば国際会議場 大ホール

出席者：会員16名

6月29日1時30分より「つくば国際ホール」で茨城県、(公財)茨城県暴力追放推進センター、茨城県警察本部、関東弁護士会連合会、茨城県弁護士会の主催、全国暴力追放運動推進センター、つくば市の後援で、平成24年度暴力追放茨城県民大会が開催され全国大会ということで何時もの倍近い1,200名の参加者のもと盛会かつ意義ある大会となりました。当日は理事会と重なったため役員は出席できませんでしたが、協力いただきました

会員16名に参加していただきました。

大会は主催者あいさつ、来賓あいさつ、暴追功労者の表彰の後アトラクションとして茨城県警察音楽隊による不当要求行為の手口とその対応についての寸劇によりわかりやすく解説していただきました。最後に大会宣言を採択して大会を閉じました。

忙しい中、参加いただきました会員の皆様ありがとうございました。



支部だより

県南支部

375名

支部だより

県南支部

○行政書士会県南支部の新年度の活動

総会終了後の平成24年5月26日に行われた理事会で、事前に業務部会で協議された今年度の業務研修会の内容が承認されました。今年度の業務研修は随時案内が会員の皆様に送られる予定ですが、第一回目の研修内容は、「契約書作成の基礎知識及び実務について」になっています。

行政書士試験では、民法が出題範囲になっていますが、民法典をどんなに勉強しても、各契約書の作成については言及されていません。そして、詳しくなろうと思っても、巷で販売されている書式集だけではどうしても実務的には心許ないものです。逆に、各許認可の手続きについてはインターネットや行政窓口で確認することができますが、契約書作成の実務となると民事的要素が強く、どこかの窓口で教えてもらえるものでもありません。そんな状況を考えてか、今回の業務研修会では契約書作成の実務を現役の弁護士の講師を招いて講義して頂けるということなので、私の知る新人行政書士の間でも今度の研修内容には興味が高

いらしく、是非参加したいと言われました。今後でも有意義な研修内容を考案し続けてもらいたいと思います。

○常設無料相談会の相談員募集について

茨城県行政書士会県南支部では、数年前まで毎年10月の広報月間にのみ行っていた無料相談会を毎月行うという常設無料相談会を実施しています。現在、牛久市、土浦市、守谷市などで実施されていますが、県南支部ではこの無料相談会の相談員を随時募集していますので、興味がある方は是非県南支部の理事までご連絡下さい。相談なんてまだ早いと思ってしまう新人の方にとっても、先輩行政書士の相談手法を間近で見ることで意義のある経験となると思いますので、是非検討してみてください。

(通信員 竹内 良太)

水戸支部

259名

平成24年度 定時総会及び茨城政連水戸支部定期大会の開催

日時：平成24年5月18日（金） 17：00～

会場：フェリヴェールサンシャイン



本会の顧問でいらっしゃる高橋靖水戸市長がお越しくださいました。有り難うございました。

同じく顧問でいらっしゃる田所嘉徳県議からもご挨拶を戴きました。有り難うございます。



国井会長のご挨拶。いつもながら、力強いお話を有り難うございます。



木村支部長の挨拶。就任して1年、いつも支部を前向きに引っ張ってくださいます。



行政書士相談会・遺言書作成セミナー

日時：平成24年5月25日（金）・26日（土）・27日（日）

相談会：10：00～19：00

セミナー：15：00～

場所：イオンモール内原

支部だより

水戸支部



相談会の様子は、茨城放送のスクーピーレポートで放送されました！！レポーターさんたちとにっこり♪♪

応援に駆けつけてくれたハッスル黄門様！いつもながら大人気です！！

ちなみに、中はちょっと窮屈です……。



遺言書作成セミナーも好評でした♪♪

支部総務部会開催

日 時：平成24年 6月21日（木） 15：00～17：00

場 所：内原中央公民館



夏の黄門祭りへの参加及び秋の上海研修旅行について話し合いました。話が具体的かつ現実的になってきて、とても楽しみです♪♪♪

他支部の方々のご参加・ご協力も大大歓迎ですので、皆さまお誘いあわせの上、是非とも前向きにご検討ください!!!

支部だより

水戸支部

業務研修会開催

日 時：平成24年 6月28日（木） 13：00～17：00

場 所：茨城県健康プラザ3F 会議室1・2



「精神障害、引きこもり成人と行政、行政書士」というテーマで、浅井心理相談室の浅井和幸先生にお話を賜りました。普段、関心は持ちつつもなかなか触れることのないテーマで、大変貴重な機会になりました♪♪

(通信員 梶山 伸治)

県西支部

250名

支部だより

県西支部

● I～IVの諸問題を茨城県行政書士会 副会長に要請

- I. 顔を合わせる事のない会議を、常時行うこと
- II. 旅費規程の運用問題と、会議等の開催場所
- III. 機関誌「行政茨城」の速報化と、内容の充実
- IV. 当支部推薦の山崎新一郎本会理事の進退

なお、その結果IIについては、遅れで問題が生じている県通達など本会宛の通知を、支部に送付することとなった。

IVについては、当支部より山崎新一郎本会理事に辞職を勧告し、本人も了承した。

●問題のある県通知について、本会に照会・要請

建設業許可申請で県収入証紙の消印を、許可申請区分にかかわらず『受理したときに行う』ことに変更して、許可申請の取下げを行った場合にも証紙を返還しないとの県よりの通知があった問題で、本会に照会・要請を行った。

その結果、本会は県に回答を要請し、県は本会に回答を約した。

●支部定時総会開催

日時：平成24年5月12日（土曜日）
10：00～12：00
場所：筑西市 アルテリオ 2F 会議室
参加者：46名

事業の内容

- 1. 開会（支部長あいさつ）
- 2. 新入会員紹介
- 3. 議事
 - (1) 議長就任（支部規則第14条）
 - (2) 議事録署名人選任（2名）
 - (3) 第1号議案 平成23年度 事業報告(案)
同 会計決算報告(案)
同 監査報告
 - (4) 第2号議案 平成24年度 事業計画(案)
同 会計予算(案)
 - (5) 第3号議案 支部監事補充選任
本会総会議事運営委員選任
本会総会代議員補充選任
- 4. 閉会



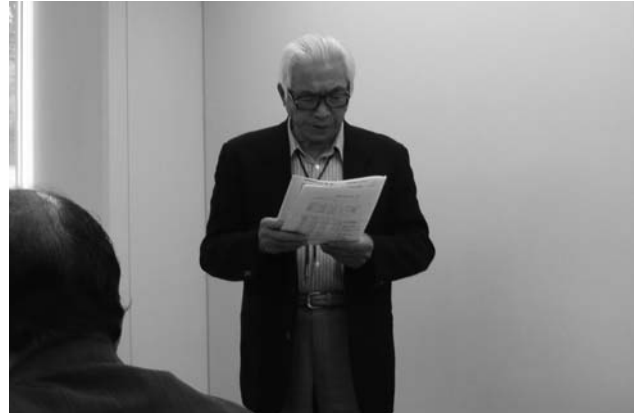
「支部長あいさつ」



「左から保坂直樹、染谷房行、福原一、海老原光和、永井尚子、原孝道 各新入会員」



「飯塚富雄 本会副会長」



「関和吉 支部監事」



「押坂利夫 会員」



「青木博 会員」

日 時：平成24年5月12日（土曜日）
12：10～

場 所：食彩酒家 やまき（筑西市）

参加者：31名

事 業：懇親会開催

事業の内容

終始なごやかな雰囲気で行なわれました。



「乾杯 昇」



「小嶋信行 新入会員」

●支部月刊誌「県西の風」(毎月1日発行)

送付先：購読支部会員・支部紹介弁護士・パソコンサポーター他

商法

公正証書 ⑭

交通事故

事業の内容

- * 5月1日発行 第132号 (A4判 80頁)
- 【支部事業】 産廃添付書類問題
社労電子申請問題
- 【統計】 県許認可手数料収入額調査
- 【業務手引】 産業廃棄物収集運搬業 連休
(様式・添付書面変更問題未解決のため)
実務実例12 相続対策 4
様式改正
- 【参考資料】 森林法改正実務
実務相談 社労関係
商標登録
- 【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
- 【県内市町村案内】 (32) 鹿嶋市
- 【県内会員数】 【支部会員の動静】
- 【研究】 行政法
民法
商法
公正証書⑫
- 【隣接士会】 公認会計士問題

- * 6月1日発行 第133号 (A4判 80頁)
- 【支部事業】 満載の事業 支部総会
- 【参考資料】 労働者派遣法改正概要
実務相談 社労関係
森林法改正実務 ③
賃金分析
遺産分割調停・審判
- 【スクラップ】 業務関連ニュース・解説
- 【業務手引】 産業廃棄物収集運搬業 連休
(様式・添付書面変更問題未解決のため)
実務実例12 相続対策 終
外国人にも住民票
- 【県内市町村案内】 (34) 鹿嶋市
- 【支部会員の動静】
- 【隣接士会】 弁護士
中小企業診断士
- 【研究】 行政法
民法

●「会議 FAX 通信」随時発信

送信先：支部役員(元も含む)・代議員・本会顧問

事業の内容

- * 5月3日(木) 発信 No.219
 - ・電子申請の定款認証で悪戦苦闘中(常総市・戸塚操会員)
 - －別紙－「電子定款作成代理業務とオンライン電子公証嘱託手続き」
 - ・支部総会に対する返信状況
- * 5月8日(火) 発信 No.220
 - ・電子申請の定款認証で悪戦苦闘中
⇒解決【結城市の押坂利夫会員が常総市の戸塚操会員と連絡して無事解決】
 - ・農振除外申請の副本の部数が多いが?(坂東市・倉持はるい会員)
 - ・研修体制の見直しを(桜川市・深谷孝会員)
- * 5月9日(水) 発信 No.221
 - ・税務署の納税証明書発行についての支部長の見解
－別紙－税務署の納税証明書発行に疑義(桜川市・下條威之会員)
 - ・支部総会に対する返信状況
- * 5月9日(水) 発信 No.222
 - ・行政書士市議会議員にお願い
- * 5月10日(木) 発信 No.223
 - ・納税証明書の件(桜川市・下條威之会員)
 - ・除外申請の件(筑西市・水柿勝彦会員)
- * 5月11日(金) 発信 No.224
 - ・行政書士との兼業は認めない?(古河市・青木博会員)
 - ・支部総会に対する返信状況

* 5月17日（木）発信 No.225

- ・支部総会の概要
- ・実践会員名簿の訂正

* 5月31日（木）発信 No.226

- ・市町村にも申し入れをする必要が一納税証明書の発行の件一
- ・社労関係業務の電子申請について一本会、日行連に意見書提出一

* 6月10日（日）発信 No.227

- ・本会の旅費規程の運用は、これでよいのか？
- ・境町・瀧口絹子会員は、所在不明でした一別紙一会費の納入について（指示）
- ・「行政茨城」の広報は、これでよいのか

* 6月18日（月）発信 No.228

- ・日行連総会に質問書提出一別紙一当面の諸問題について（要請）

* 6月22日（金）発信 No.229

- ・事務局長から、行政機関より通知の都度、支部長に送信
- ・問題のある県通知

* 6月25日（月）発信 No.230

- ・問題のある県通知で、本会に要請一別紙一許可申請手数料の不返還について（照会）
- ・支部見学旅行・第1次案

(通信員 倉持 良信)

県北支部

110名

◎平成24年度 定時総会・定期大会 開催

日時：平成24年5月12日(土) 午後3時～
 場所：多賀ステーションホテル 1階和室
 出席者：18名
 議案

○茨城県行政書士会県北支部定時総会

- 第1号議案 平成23年度事業報告及び収支決算報告について
- 第2号議案 平成24年度事業計画及び収支予算の承認について
- 第3号議案 茨城県行政書士会代議員の追加選任について

○茨城県行政書士政治連盟県北支部定期大会

- 第1号議案 平成23年度運動報告について
- 第2号議案 平成24年度運動方針について
- 第3号議案 茨城県行政書士政治連盟代議員の追加選任について

支部長挨拶と議長就任、総会成立の宣言に続いて議事録署名人及び書記の指名が成された後、各議題について慎重な審議が行われ、全議案原案どおり可決されました。総会・大会終了後には和やかに懇親会が行われました。



◎平成24年度 第1回研修会 開催

日 時：平成24年6月16日(土)
午後1時30分～午後4時30分
場 所：常陸太田市生涯学習センター
出席者：20名
研修内容

第1部 「行政書士無料相談会の現在とこれから」

講師 県北支部長 四釜 絹枝 氏

第2部 「行政書士業務報酬について語る」

趣旨説明及び司会 黒澤 清 氏

発表者 古市 人見 氏

遠藤 実 氏

古川 正美 氏

県北支部が実施しております、市役所等における毎月の行政書士無料相談会が好評を博しているところですが、今回の研修テーマの一つは、

その無料相談会についてです。

年度の初めに当たり、相談員として参加される方にこれまでの経験に加え、なお一層の研鑽を積んでもらおうとの趣旨で行われました。

四釜支部長より、相談会の意義や相談員としての心構え・相談者の話を聞くコツや今後の展望について等を、要領良くご講義していただきました。

もう一つのテーマは、重要でありながらも取り組みにくい課題の「行政書士の報酬」についてです。発表者の方々から、適切な報酬とは何かについて、実例を踏まえながらわかりやすく解説していただきました。

今回の研修は、現在そして将来に影響ある課題に切り込んでいこうという意図で企画されたものです。

(通信員 高木みはる)



鹿 行 支 部

80名

◎鹿行支部の理事会を開催いたしました

日 時：平成24年6月13日(金)
16:00～17:00
場 所：鹿嶋勤労文化会館
出席者：鈴木、園部、島田、箕輪、大庭、
吉川、田向、関、関口、小島、宮本、
佐藤

6月13日(金)に、鹿行支部の理事会を開催いたしました。会長あいさつに始まり、その後、島田副会長から、本会での動静についての報告がありました。主な内容としては農地転用等の許認可に関する行政官庁の法令順守について。また会費の内訳の説明がなされました。

また、大庭理事からは運輸関係の事案の報告、田向理事から、風営法関連の事案の報告がありました。

また以下のことについて決定されました。

<議事>

1. 研修会について

会員から電子申請についての意見が出されました。最終的な決定は執行部一任となりました。

2. 無料相談会について

10月13日（土）を予定とします。会場は、

鹿嶋と潮来の2会場で実施いたします。

3. 忘年会について

12月7日（金）か11月30日（金）

4. その他

（通信員 佐藤信成）

政治連盟ニュース

茨城県行政書士政治連盟 平成24年度第2回幹事会

- 1 開催日時 平成24年6月29日（金）
13時35分から
- 2 開催場所 茨城県開発公社ビル 3階
中会議室3
- 3 出席者名
[正副会長、正副幹事長、常任幹事、幹事]
32人
会長兼幹事長：國井 豊
副会長：嶋田 広一、雨貝 洋子、
飯塚 富雄
副幹事長：佐藤 信成
常任幹事：小野村正徳、阿部 克己、
古川 正美
幹事：松田 秀幸、石井 徹、
鈴木 恵男、後藤 太一、
竹内 崇、古賀 康夫、
海老原芳晴、木村 司、
橋本 哲、安 圭一、
関内 聡、黒田 真一、
宮崎 利章、小島 信一、
増戸 美幸、間中 宏、
菅原 啓充、古市 人見、
大庭 孝志、田向 敏雄、
茅場 俊彦、安田 康一、
四釜 絹枝、鈴木 康弘
<欠席> 3人 川澄多喜男、若杉 國康、
山崎新一郎 各幹事
[オブザーバー] 4人
新井 毅 相談役
岸本 豊、須藤 利信 各会計監事
関根 秀隆 事務局長
- 4 会議の内容
 - (1) 審議事項
第1号議案 常総市長選挙における候補者の推薦について
審議の結果、原案どおり長谷川典子候補の推薦を決定しました。
 - (2) 報告事項
 - ① 大洗町長選挙における候補者の推薦について
國井 豊候補の推薦が報告されました。
 - ② 今後の活動方針
今後の活動方針について、國井 豊会長から報告がありました。
 - ③ 会費納入率について
今後、新入会員に対しては、役員が事業内容等について説明を行った後に入会の意志を確認するなど、加入率の向上を検討することとしました。
- 5 閉会

大洗町長選挙候補者推薦決定!!

○ 大洗町長選挙の推薦

告示日：9月4日、投票日：9月9日

前大洗町議会議員 茨城県行政書士会会長

大洗町長選挙初挑戦

国井 豊（くにい ゆたか） 候補

平成24年6月15日（金）開催した第3回茨政連常任幹事会において、大洗町長選挙における候補者の推薦を決定しました。

仲間の公職への進出は、会の名誉であり、大きな力となります。

皆様の力強いご支援・ご協力を心よりお願い申し上げます。

茨政連会費納入方法変更のお知らせ

茨政連会費につきましては、本会会費と同様に、平成25年度から納入方法の変更を予定しております。

詳細につきましては、9月号の会報でお知らせ致します。

新入会員の紹介



せ と やす し
瀬 戸 安 市

【生年月日】 昭和28年9月23日
【支 部】 鹿行支部
【入会年月日】 平成24年5月1日
【電 話】 0299-77-9958
【メールアドレス】 sts23@kmf.biglobe.ne.jp
【事務所所在地】 〒311-2207
鹿嶋市志崎210番地33

- ①自治体の一職員として39年4ヶ月住民とふれあい対応してきたことを、直接行動し依頼者の足となり様々な体験をし、今後の新たな活動に繋げる為。
- ②地域の方のさがり気なく立ち寄って話などが気さくにできる事務所
- ③土地問題に関連すること 相続関連に関すること 外国人関連に関すること（就労・帰化など） 風俗手続きなど 権利義務（賃貸借等） 依頼者が求める相談業務（生活関連）
- ④（趣味）車を運転すること。田畑を耕作し時給自作を目指すこと。（特技）何事に関しても一生懸命こまめに動き行動すること。



あ お や ひ で き
青 谷 英 樹

【生年月日】 昭和54年5月7日
【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成24年5月1日
【電 話】 0280-76-8780
【メールアドレス】 gyouseioffice.aoya@nifty.com
【事務所所在地】 〒306-0125
古河市仁連888番地3

- ①人の役に立ち、自分自身も成長できる仕事だと思った為
- ②信頼される事務所
- ③会社設立・農地転用
- ④サッカー、映画鑑賞



な が い ひ さ こ
永 井 尚 子

【生年月日】 昭和33年4月13日
【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成24年5月1日
【電 話】 0296-22-3613
【メールアドレス】
【事務所所在地】 〒308-0052
筑西市菅谷1018番地1

- ①自分の力でできる仕事だからです。
- ②頼りがいのある、又信頼に答えられる行政書士になりたいと思います。
- ③相続・遺言関係
- ④テニス・読書



な お い け い じ
直 井 啓 次

【生年月日】 昭和23年8月24日
【支 部】 水戸支部
【入会年月日】 平成24年5月1日
【電 話】 029-262-3228
【メールアドレス】
【事務所所在地】 〒311-1243
ひたちなか市北神敷台17番地15

- ①
- ②
- ③
- ④



お か だ き ょ う こ
岡 田 京 子

【生年月日】 昭和30年1月1日
【支 部】 県西支部
【入会年月日】 平成24年5月15日
【電 話】 0297-23-2480
【メールアドレス】
【事務所所在地】 〒303-0018
常総市十花町257番地

- ①行政に関する仕事が好きだから
- ②気楽に、開放的にどんな事でも相談にきやすいような事務所
- ③相続相談 農地法の相談
- ④旅行



な か や ま た け ひ ろ
中 山 武 大

【生年月日】 昭和50年10月30日
【支 部】 県南支部
【入会年月日】 平成24年5月15日
【電 話】 080-5073-5514
【メールアドレス】
【事務所所在地】 〒300-2645
つくば市上郷字浅見6867番地8

- ①取り扱い業務の幅の広さに魅力を感じたため
- ②依頼人一人一人に満足してもらい、誰からも信頼されるような事務所
- ③許認可及び入管業務
- ④絵画鑑賞



さい りえ
崔 理愛 (河本りえ)

【生年月日】 昭和46年1月23日
 【支 部】 水戸支部
 【入会年月日】 平成24年6月1日
 【電 話】 029-244-3093
 【メールアドレス】
 【事務所所在地】 〒310-0912
 水戸市見川4丁目489番地の19

① 法律的知識を生かし身近な「街の法律家」として社会に役立ちたいと思ったから。
 ② 地域の人が気軽に立ち寄れるコミュニティのような事務所
 ③ 企業法務、国際業務、相続
 ④ 趣味－ハンドメイド全般
 特技－何にでもチャレンジすること



ほと がい きよし
鳩 貝 清

【生年月日】 昭和27年1月5日
 【支 部】 県西支部
 【入会年月日】 平成24年6月1日
 【電 話】 0280-84-0790
 【メールアドレス】
 【事務所所在地】 〒306-0302
 猿島郡五霞町大字山王327番地

① 自分の今までの経験を生かし、少しでも社会のために役立つことができれば、と思い
 ② 信用・信頼をモットーに、誰からも愛される事務所
 ③ 相談・建設業関係、各種許認可関係
 ④ 温泉めぐり、読書
 特技は、特になし。



きた かみ やす お
北 神 靖 雄

【生年月日】 昭和27年1月14日
 【支 部】 県北支部
 【入会年月日】 平成24年6月1日
 【電 話】 0293-43-0594
 【メールアドレス】
 【事務所所在地】 〒319-1559
 北茨城市中郷町上桜井2447番地

① 個人で仕事をしてみたかった。
 ② 懇切丁寧を旨とした行政書士を目指したい。
 ③ 相続・遺言関係
 ④ 特になし



もり しま かず ひこ
森 島 和 彦

【生年月日】 昭和50年8月15日
 【支 部】 県西支部
 【入会年月日】 平成24年6月15日
 【電 話】 0297-35-0258
 【メールアドレス】 morishima@morishima-office.com
 【事務所所在地】 〒306-0632
 坂東市辺田1469番地2


① 仕事に幅を持たせるため。
 ② 敷居の低いまちの身近な相談所。
 ③ 相続関係、内容証明。
 ④ 読書・映画・釣り



くら もち たかし
倉 持 節

【生年月日】 昭和26年5月25日
 【支 部】 県西支部
 【入会年月日】 平成24年6月15日
 【電 話】 0297-42-5117
 【メールアドレス】
 【事務所所在地】 〒300-2704
 常総市館方78番地

① 地方公務員としての行政経験を生かしてみたかった。
 ② 親切、誠実を目指したい。
 ③ 相続、農地法、自動車関係
 ④ 旅行・植木



いな ば とも のり
稲 葉 友 則

【生年月日】 昭和54年9月12日
 【支 部】 県南支部
 【入会年月日】 平成24年6月15日
 【電 話】 029-858-1780
 【メールアドレス】 officeinaba7@ybb.ne.jp
 【事務所所在地】 〒305-0817
 つくば市研究学園D12街区
 6画地D12 606号

① 法律事務所に勤務していたこともあり、法律家として独立し、社会貢献したいと思ったから
 ② 依頼者の心に残る事務所
 ③ 入管業務、外国人サポート、交通事故
 ④ ゴルフ、サッカー、ポルトガル語

退会された会員

—— ご苦勞さまでした

抹消届受理年月日	会 員 名	事務所住所
平成24年 6 月 1 日	八木岡 幸 雄	310-0902 水戸市渡里町3090-2
平成24年 6 月13日	中 村 慎 一	305-0047 つくば市千現1-18-5
平成24年 6 月18日	斎 藤 之	313-0135 常陸太田市小島町668-2
平成24年 6 月18日	大 森 廣 幸	319-1541 北茨城市磯原町磯原3-52
平成24年 6 月25日	住 谷 伸 之	312-0003 ひたちなか市足崎1512-20

変更届

受理年月日	会 員 名	旧住所・旧事務所住所・ 旧電話番号	新住所・新事務所住所・ 新電話番号
平成24年 5 月28日	岡 野 和 枝	TEL 029-804-0522	TEL 029-824-4968
平成24年 6 月26日	渡 辺 隆	自宅・事務所ともに変更 〒316-0013 日立市千石町4-7-11 TEL 0294-88-0411	日立市助川町1-17-19 富士ビル302号 TEL 0294-33-7182
平成24年 6 月27日	岡 野 隆 男	〒302-0115 守谷市大字守谷甲2147-5	〒302-0115 守谷市中央二丁目14-1
平成24年 7 月 3 日	間 中 綾 子	TEL 0297-34-1527	TEL 080-3155-4028

補助者の動静

届出受理年月日	会 員 名	補 助 者 名	事務所住所
平成24年 5 月22日	笹 沼 輝 美	佐 藤 百合子	常陸大宮市下町216番地3
平成24年 5 月28日	國 井 豊	伊 東 豊	東茨城郡大洗町東光台2-6
平成24年 6 月 4 日	瀬 戸 安 市	瀬 戸 裕 崇	鹿嶋市志崎210番地33
平成24年 6 月20日	久下沼 智 子	河 野 孝 行	常陸大宮市下町1493
平成24年 6 月18日	石 井 徹	池 田 大	龍ヶ崎市佐貫3-11-5 アセット・アルファ・ビル1階
平成24年 6 月23日	島 田 喜 弘	島 田 栄 子	水戸市栄町2丁目3番4号
平成24年 7 月 1 日	飯 村 修 一	堀 越 かなえ	土浦市手野町4339-2
廃止受理年月日	会 員 名	補 助 者 名	事務所住所
平成24年 6 月22日	渡 辺 隆	松 本 由 美	日立市千石町4-7-11

家族の動静

年月日	会 員 名	家 族	事務所住所
平成24年 5 月	間 中 宏	実父（死亡）	岩井市岩井2953-3
平成24年 5 月	牧 内 京 子（旧姓川端）	実母（死亡）	つくば市牧園2-5
平成24年 6 月	明 間 秀 夫	父（死亡）	つくば市谷田部4774-20
平成24年 7 月	来 栖 展 行	養父（死亡）	土浦市藤沢1310

平成24年 6 月30日現在会員数

県南支部	375 名
水戸支部	259 名
県西支部	250 名
県北支部	110 名
鹿行支部	80 名
合 計	1,074 名

茨城県行政書士会会則に基づく会員処分

本会会則第91条第1項の規定により、下記のとおり会員の処分を行いました。

氏 名：石橋 輝美
 登 録 番 号：第97115737号
 所 属 単 位 会：茨城県行政書士会
 住 所：取手市宮和田531番地－2－1309
 事務所所在地：取手市宮和田531番地－2－1309
 処分年月日：平成24年7月12日
 処分の内容：廃業の勧告
 処分の理由：

当該会員は、平成22年頃、依頼人から遺言書を巡り、遺留分減殺請求のための内容証明書の作成及び遺留分減殺請求の調停申立書作成の依頼を受け、その報酬を受領したうえで、調停申立書を作成し裁判所へ提出したものの、内容証明書は作成せず、送付もしていない。

当該会員のこの行為は、行政書士法第1条の2及び同法第10条並びに茨城県行政書士会会則第66条第1項の規定に違反しており、茨城県行政書士会会則第91条第1項の処分事由に該当するため。

本会活動報告

5月

- 8日 4月度登録証交付式（開発公社ビル3F小会議室2）
- 9日 第2回綱紀委員会（本会事務局）
- 15日 第1回広報・監察部会（本会事務局）
- 18日 新公益法人PT顧問・委員長会議（本会事務局）
第18回新公益法人制度PT全体会（ふれあいセンターよしの）
- 19日 茨城司法書士会定時総会（茨城県開発公社ビル）
- 21日 埼玉会総会（浦和ロイヤルパインズホテル4階）
- 22日 廃棄物適正処理懇談会（ホテルレイクビュー水戸）
新潟会総会（ホテル日航新潟）
- 23日 第1回議事運営委員会（茨城県開発公社ビル3F小会議室2）
- 24日 第2回正副会長・部長会議（茨城県開発公社ビル3F中会議室1）
第2回常任幹事会（本会事務局）
第2回国土農地部会（本会事務局）
水戸支部NHK出演
茨城土地家屋調査士会定時総会懇親会（ホテルレイクビュー水戸）
神奈川会総会（神奈川県民ホール）
静岡会総会（グランドホテル浜松）
- 25日 第2回広報・監察部会（本会事務局）
- 26日 千葉会総会（オークラ千葉ホテル）
- 28日 平成24年度定時総会・定期大会（茨城県開発公社ビル3F大会議室）
第1回運輸交通部会（本会事務局）
- 29日 5月度登録証交付式（茨城県開発公社ビル3F小会議室2）
群馬会総会（前橋商工会議所会館）
- 31日 第1回新公益法人制度個別相談会（茨城県開発公社ビル3F中会議室2）

6月

- 7日 平成24年度第1回関東協会長会（東京都行政書士会合同相談センター）
- 12日 新たな在留管理制度に関する実務研修会（シェーンバッハ・サポー）
第1回正副会長会（本会事務局）
- 13日 茨城県社会保険労務士会総会（ホテルレイクビュー水戸）
- 15日 第3回正副会長・部長会議（茨城県開発公社ビル3F中会議室4）
第3回常任幹事会（本会事務局）
- 18日 新公益法人PT顧問・委員長会議（本会事務局）
新公益法人PT全体会（茨城県開発公社ビル3F中会議室2）
第2回運輸交通部会（本会事務局）
- 21日 日行連定時総会（福井県：フェニックス・プラザ）～22日まで
茨城県自販店協会との打合せ（水戸市内）
民主党茨城県連「ご意見・ご要望を聴く会」（民主党茨城県連）
- 22日 第2回暴力団等排除総会対策委員会（本会事務局）
平成24年度茨城県自由業団体連絡協議会（司法書士会館）
日政連定期大会（福井県：フェニックス・プラザ）
- 25日 第3回国土農地部会（本会事務局）
- 26日 第1回市民法務部会（本会事務局）
第2回新公益法人制度個別相談会（茨城県開発公社ビル3F中会議室4）
- 27日 第3回広報・監察部会（本会事務局）
第2回建設部会（本会事務局）
- 28日 運輸交通部第1回実務研修会及び貨物自動車運送事業実務者養成研修説明会（茨城県開発公社ビル3F小会議室2）
- 29日 第2回理事会・第2回幹事会（茨城県開発公社ビル3F中会議室3）
暴力追放茨城県民大会（つくば国際会議場）

申請取次業務における「届出済証明書」の更新届出手続について

「届出済証明書」の有効期限満了月の3ヶ月前より前月20日までに必要書類を添えて、茨城県行政書士会事務局に提出して下さい。

「届出済証明書」の更新には、必ず1回以上、日本行政書士会連合会主催の「入管実務研修会」と、茨城会主催の申請取次行政書士研修会を受講することが必要です。

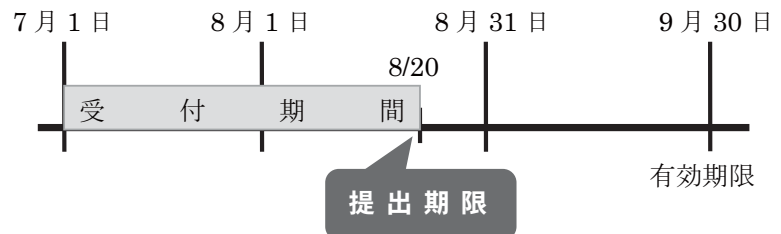
なお、有効期限切れの証明書は入管に返還となりますので、事務局までご返却下さい。

※日行連主催の「入管実務研修会」の日程は「日本行政」に掲載されています。また茨城県行政書士会のホームページ→会員専用ページ→国際部→「平成24年度申請取次関係研修会の開催について」へも掲載しておりますので、証明書の有効期限にご注意下さい。

※有効期限平成24年9月末の方は、8月20日までにお申し込み下さい。

※茨城県行政書士会への申請手数料は新規・更新ともに5,000円です。

有効期限	申請〆切
6月末	5月21日(月)
7月末	6月20日(水)
8月末	7月20日(金)



【行政茨城の表紙をあなたの写真で飾ってみませんか？】

応募要領

1. 題 材
茨城県にちなんだものなら何でも可。ただし公序良俗に反するもの、著作権のあるものは不可。皆さんご自身が撮影されたものに限る。
2. 媒 体
デジタルカメラによるデータに限る。スマホ、携帯電話等のカメラでも可。
画像サイズは、VGAサイズでは引き伸ばした時にギザギザが出てしまうので大きめが望ましい。
3. 締 切
とくになし
4. ご応募の際は、下記必要事項をメールにご記入のうえ、画像データをメールに添付して下記メールアドレスへ送付ください。
 - ・題名
 - ・応募者氏名
 - ・連絡先住所、電話番号
 - ・写真に対するコメント（2、3行でお願いします。）

送付先 staff@ibaraki-gyosei.or.jp
※応募はメールのみとします。

応募者多数の場合は選考させていただきます。

5. 採用された方には、薄謝としまして「ユキマサ君ピンバッジ」を差し上げます。

あ と が き

この号が届くころは夏真っ盛り、毎日暑い日が続いているかと思えます。会員の皆様には、お体ご自愛ください。

さて、今月号から体裁を変えてみました。少しは読みやすくなったでしょうか。これからも実のある紙面作りを目指してまいります。

また表紙写真も引き続き募集しております。今月号はたまたま北茨城市より、五浦六角堂の写真をいただきましたのでこちらを優先させていただきました。

昨年の東日本大震災で流失してしまった六角堂でしたが、さまざまな方のご尽力により今年春、再建されました。私もゴールデンウィークに行ってきました。茨城が日本に誇る美術の殿堂です。天心記念五浦美術館と合わせて訪れるとよいかと思えます。

そんなわけで、会員の皆様の写真もご応募お待ちしております。

(広報・監察部 石井 徹)

隔月・奇数月発行

発行所 〒310-0852 水戸市笠原町978番25
(茨城県開発公社ビル5階)

茨 城 県 行 政 書 士 会

TEL (029) 305-3731
IP Phone 050-7524-1489
FAX (029) 305-3732

発行者 会 長 國 井 豊
編 集 広報・監察部 石 井 徹
間 中 宏
黒 田 真 一

印刷所 コトブキ印刷株式会社

めざせ！法務と実務のスペシャリスト

平成24年度

行政書士試験

試験日：平成24年11月11日(日)

試験案内
受験願書の配布期間



平成24年

8/6(月)～31(金)

必着

請求先：〒100-8779 郵便事業(株) 銀座支店 留「(財)行政書士試験研究センター」



平成24年

8/6(月)～9/7(金)

各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

受験願書受付期間



平成24年

8/6(月)～9/7(金)

当日消印有効



平成24年

8/6(月)～9/4(火)

- 合格発表：平成25年1/28(月)
- 受験資格：年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

問い合わせ先：総務大臣指定試験機関/財団法人行政書士試験研究センター

電話 03-3263-7700 試験案内専用電話 ホームページ <http://gyosei-shiken.or.jp>

